

CIPTA SAKURA CASH投資信託の目論見書

発行日: 2017年8月24日

公募開始日: 2017年8月25日

CIPTA SAKURA CASH投資信託(以下「CIPTA SAKURA CASH」という)は、資本市場に関する法律1995年第8号に基づく集合投資契約を形態した投資信託である。

CIPTA SAKURA CASHは、初期投資価値を維持しようとするにより、投資成長の形での最適な収入を得ること、かつ、短期間での現金需要を満たすために高水準の流動性を提供することを目指している。

CIPTA SAKURA CASHは、インドネシアにおける適用される法令に従い、1年を超えない満期を有する国内金融市場商品、および/または1年を超えない満期および/または1年を超えない残存期間で発行される債券、および/または預金に、純資産価値100%の投資ポートフォリオ構成で投資する。

公募

投資運用業者としてのPT Ciptadana Asset Managementは、CIPTA SAKURA CASH受益証券を壱拾億ユニットまで継続的に公募を行う。

CIPTA SAKURA CASHの各受益証券は、公募の初日に、初期の純資産価値と同価格、すなわち、Rp.1,000.-(壱千ルピア)で提供されるとする。その後、CIPTA SAKURA CASHの各受益証券の購入価格は、当該取引日の終りにCIPTA SAKURA CASH受益証券の純資産価値当たりにより定められるとする。

受益証券保有者は、受益証券購入手数料(subscription fee)、受益証券売却手数料(redemption fee)、および投資譲渡手数料(switching fee)が課されない。諸費用の詳細な内訳は、第IX章「費用割当およびサービス報酬」をご参照ください。

投資マネージャー



PT Ciptadana Asset Management
Plaza Asia Office Park Unit 2
Jl. Jendral Sudirman Kav. 59
Jakarta 12190
Telp. (62-21) 2557 4883
Fax. (62-21) 2557 4893

カストディアン銀行



PT Bank CIMB Niaga Tbk
Graha Niaga Lantai 7
Jl. Jenderal Sudirman Kav. 58
Jakarta 12190
Indonesia
Telepon : (021) 250 5151
Faksimili : (021) 250 5206

※注：貴方が**CIPTA SAKURA CASH**投資信託の受益証券購入を決定する前に、特に投資マネージャー(第III章)、投資目的、投資方針、投資制限および投資成果の分配方針(第V章)、および主なリスク要因(第VIII章)などの本目論見書の内容を検討しておく必要がある。

金融サービス庁は、本証券につき承認するか否かを表明しない、かつ本目論見書の正確性または妥当性も表明しない。これらの事項に反している表明は、違法行為になる。

投資マネージャーは、ライセンスを取得し、資本市場の投資マネージャーとして登録されており、また、投資マネージャーが事業活動を行う際に金融サービス庁によって監視される。

本目論見書は、2018年7月3日にジャカルタに於いて発行された。

金融サービス庁に関する2011年法律第21号の施行

(以下「OJK法」という)

OJK法の施行に伴い、資本市場セクターにおける金融サービス活動の機能、義務および権限の規制が2012年12月31日以来資本市場・金融機関監督庁(BAPEPAM-LK)から金融サービス庁へ移し、そのため、資本市場・金融機関監督庁の権限に満たされなければならない義務および/または参照されなければならない基準をすべて金融サービス庁(OJK)となる。

注意事項

CIPTA SAKURA CASHには、保証付きの投資商品が含まれていない。受益証券保有者候補者は、CIPTA SAKURA CASH受益証券を購入する前に、先ず目論見書およびその他の公募書類を検討し、理解しなければならない。目論見書およびその他の公募書類の内容は、ビジネス面、法律或いは税務の提案ではない。よって、受益証券保有者候補者は、CIPTA SAKURA CASHへの投資に関連して有能な関係者からの検討やアドバイスを求めることをお勧めされる。受益証券保有者候補者は、CIPTA SAKURA CASH受益証券保有者が所有するCIPTA SAKURA CASH受益証券に関連するリスクを負担する可能性があることに認識する必要がある。受益証券保有者候補者は、そのようなリスクの可能性に関して、必要に応じて、ビジネス面、法律、財務、税務、或いはその他の関連する側面について、有能な関係者から意見を求める必要がある。

PT Ciptadana Asset Management(以下「投資マネージャー」という)は、インドネシア政府と他国の政府との協力の結果とするインドネシアに適用する法令、或いは、マネーロンダリング防止、テロ対策および税務などの法令に限定されるものではないが、インドネシア政府と他国の政府との間の相互主義の原則の適用(reciprocal)を含み、常にインドネシアに有効する規制を遵守する。その適用性により、投資マネ

ージャーが管轄当局に随時投資マネージャーによって満たされなければならない受益証券保有候補者が支払うべき税金を報告し、控除することを含み、情報の共有が求められる場合がある。

投資マネージャーは、顧客データの機密を常に維持し、インドネシアに適用する顧客データの機密保持規制を遵守しなければならない。投資マネージャーが顧客データを提供する必要がある場合、顧客データは、適用する規制に従い管轄当局から要求されたデータについて限定的にのみ提供される。

目次

	ページ
第I章 用語および定義	6
第II章 CIPTA SAKURA CASHの概要	18
第III章 投資マネージャー	22
第IV章 カストディアン銀行	27
第V章 投資目的、投資方針、投資制限および投資成果の分配方針	29
第VI章 CIPTA SAKURA CASH証券ポートフォリオの公正市場価値 の算定方法	36
第VII章 税務	39
第VIII章 投資の利点および主なリスク要因	41
第IX章 費用割当およびサービス報酬	45
第X章 受益証券保有者の権利	49
第XI章 解散・清算	52
第XII章 監査済財務諸表	57
第XIII章 受益証券の購入の要件および手続き	63
第XIV章 受益証券の売却(返済)の要件および方法	68
第XV章 投資譲渡の要件および方法	73
第XVI章 受益証券保有権の譲渡	77
第XVII章 受益証券の購入および再販(返済)ならびに投資譲渡図	78
第XVIII章 受益証券保有者の苦情解決	80
第XIX章 紛争解決	83
第XX章 受益証券の購入に関する目論見書および用紙の普及	85

第1章 用語および定義

1.1. 関係

関係とは

- a. 直系も傍系も2代まで婚姻と血縁による家族関係;
- b. ある当事者とその当事者の従業員、取締役又は監査役との間の関係;
- c. 1人以上の同じ取締役又は監査役が存在している2社の関係;
- d. 会社とある当事者との間の関係であり、直接的または間接的にその会社が管理するまたはその会社によって管理される;
- e. 同じ当事者によって直接的または間接的に管理されている2社間の関係;
または
- f. 会社と主要株主との間の関係。

1.2. 投資信託の販売代理店

「投資信託の販売代理店」とは、投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店としてのOJKからライセンスを取得した投資信託の販売代理店であり、CIPTA SAKURA CASH受益証券の販売を行う。

1.3. カストディアン銀行

「カストディアン銀行」とは、カストディアンとして事業活動を行うためにOJKの承認を取得した商業銀行であり、証券預託(カストディアンに代表する複数の当事者が集団的な証券の預託を含む)、証券に関連する他の財産並びに配当金、利息およびその他の権利の受領等その他のサービスを提供し、証券取引を完了し、そして、顧客になる口座名義人を代表する。この場合、カストディアン銀行はPT Bank CIMB Niaga Tbk.である。

1.4. 資本市場・金融機関監督庁(以下「BAPEPAM dan LK」という)

「BAPEPAM dan LK」とは、資本市場に関する1995年法律第8号に定められ

た資本市場の活動の日々指導、調整および監督を行う機関という。OJK法に従い、資本市場セクターにおける金融サービス活動の機能、義務および権限の規制が2012年12月31日以来BAPEPAM dan LKから金融サービス庁へ移し、そのため、BAPEPAM dan LK)の権限に満たされなければならない義務および/または参照されなければならない基準をすべて金融サービス庁となる。

1.5. 受益証券の所有権証明

集団投資契約を形態した投資信託は、受益証券保有者に受益証券を発行することによって資金を集めるものとする。

受益証券は、集団投資ポートフォリオにおける各当事者の関心を示す単位である。

従って、受益証券は、集団投資契約を形態した投資信託の受益証券保有者の証拠となる。投資マネージャーは、カストディアン銀行を通じて、文書または電子文書の形式で受益証券の各保有者が所有する受益証券口数を含む受益証券取引確認書を発行する。

1.6. 証券

「証券」とは、有価証券であり、すなわち、約束手形、商業証券、株式、負債確証、集団投資契約の受益証券、証券先物契約、並びに、証券のいかなるデリバティブという。

集団投資契約を形態する投資信託に関する2016年6月13日付金融サービス庁規則第23/POJK.04/2016号(集団投資契約を形態する投資信託に関する金融サービス庁規則/POJK)に従い、集団投資契約を形態する投資信託は、下記の証券売買のみとする。

- a. 国内外における公募を行なう証券および/または証券取引所にて取引される証券；
- b. インドネシア共和国政府によって発行・保証された証券、および/またはインドネシア共和国政府が加盟している国際機関によって発行された証券；

- c. 公募を行わない、かつ、証券格付け会社によってランク付けされている債務証券または確定利付シャリア証券；
- d. 公募を行わない、かつ、証券格付け会社によってランク付けされている資産担保証券；
- e. 満期が一年を超えないルピア建てまたは外貨建て国内のマナー・マーケット・ファンド；
- f. 公募を行わない集団投資契約を形態する不動産投資ファンドの受益証券；
- g. デリバティブ証券；および/または
- h. 金融サービス庁(OJK)によって定められるその他の有価証券。

1.7. 有効

「有効」とは、資本市場法、かつ、2007年12月19日付BAPEPAM dan LK長官決定第Kep- 430/BL/2007号の付録の集団投資契約を形態した投資信託の公募の一環として登録届出書に関するBAPEPAM dan LK規則第IX.C.5号(以下「BAPEPAM dan LK規則第IX.C.5号」という)に定められた集団投資契約を形態した投資信託の公募の一環として登録届出書のすべての手続きおよび要件を履行したとする。集団投資契約を形態した投資信託の公募の一環として登録届出書の有効声明書は、OJKによって発行される。

1.8. 債務証券

債務証券とは、証券保有者(債権者)と証券を発行した当事者(債務者)との間の債権・債務関係を示す証券である。

1.9. 口座開設申込書

「口座開設申込書」とは、受益証券保有者候補者が最初のCIPTA SAKURA CASH受益証券を購入する前(初回購入)に完全に記入し、署名しなければならない申込書正本という。

1.10. 受益証券購入申込書

「受益証券購入申込書」とは、投資マネージャーが発行した申込書正本で、受益証券保有者候補者が受益証券を購入するために使用され、受益証券保有候補者が完全に記入して署名した上で、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)を通じて提出するものという。受益証券購入申込書は、電子情報および取引に関する適用される法令の規定に考慮して、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)を通じて所定の電子形式で行うこともできる。

1.11. 受益証券売却申込書

「受益証券売却申込書」とは、投資マネージャーが発行した申込書正本で、受益証券保有者が所有する受益証券を売却するために使用され、受益証券保有者が完全に記入して署名した上で、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)を通じて提出するものという。受益証券売却申込書は、電子情報および取引に関する適用される法令の規定に考慮して、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)を通じて所定の電子形式で行うこともできる。

1.12. 受益証券譲渡申込書

「受益証券譲渡申込書」とは、投資マネージャーが発行して申込書正本で、受益証券保有者が同カストディアン銀行に投資マネージャーが管理する **CIPTA SAKURA CASH**の所有する投資から投資譲渡ファシリティーを持つ他の投資信託へ譲渡するために使用され、受益証券保有者が完全に記入して署名した上で、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)を通じて提出するものという。受益証券譲渡申込書は、電子情報および取引に関する適用される法令の規定に考慮して、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)を通じて所定の電子形式で行うこともできる。

1.13. 投資信託の受益証券保有者候補者プロフィール用紙

「受益証券保有候補者プロフィール用紙」とは、投資マネージャーが発行した用紙で、2004年4月29日付BAPEPAM dan LK長官決定第Kep-20/PM/2004号の付録の投資信託投資家プロフィールに関するBAPEPAM dan LK規則第IV.D.2号に要求されるように受益証券保有者が完全に記入して署名するとし、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)を通じてCIPTA SAKURA CASH の初回購入を行う前にCIPTA SAKURA CASH 受益証券保有者候補者のリスク・プロフィールに関するデータや情報が含まれている。

1.14. 取引日

「取引日」とは、証券取引所における証券取引を行う毎日であり、すなわち、その日が祝日または証券取引所の休日でない限り、月曜日から金曜日までの日という。

1.15. 営業日

「営業日」とは、インドネシア共和国政府が定めた祝日および特別休日を除き、月曜日から金曜日までの営業日という。

1.16. 顧客個人情報および/またはデータのセキュリティ・機密保持条項

「顧客個人情報および/またはデータのセキュリティ・秘密保持条項」とは、顧客保護に関するOJK規則、および顧客個人情報および/またはデータのセキュリティ・秘密保持に関する2014年8月20日付金融サービス庁調達書に定められた顧客個人情報および/またはデータのセキュリティ・秘密保持条項のものという。また、その注記、後日に可能性のある変更や改正である。

1.17. 集団投資契約

「集団投資契約」とは、投資マネージャーが集団投資のポートフォリオを管理する権限を有し、カストディアン銀行が集団預託を行う権限を有する受益

証券保有者を拘束する、投資マネージャーとカストディアン銀行との間の契約という。

1.18. 月報

「月報」とは、遅くとも翌月の12日目にカストディアン銀行が受益証券保有者に発行し、文書の形式で宅急便・その他の郵送サービスを通じて受益証券保有者の住所に発送する報告書、または、受益証券保有者がCIPTA SAKURA CASH受益証券を購入したときに電子システムで受益証券取引のため登録された受益証券保有者の電子メールアドレスに送信される電子文書という。記載事項は少なくとも(a)氏名、住所、勘定科目名および受益証券保有者の口座番号、(b)月末の受益証券当たり純資産価値、(c) 受益証券保有者が所有する受益証券口数、(d) 受益証券保有者が所有する受益証券の総額、(e)各現金分配の日付(もしあれば)、(f)所有するポートフォリオの内訳、並びに(g)前月に受益証券保有者が所有する受益証券に変異(受益証券の形で購入および/または売却および/または譲渡および/または投資収益の共有)がなかった情報。前月に受益証券保有者が所有する受益証券に変異(受益証券の形態で購入および/または売却および/または譲渡および/または投資収益の共有)があった場合、月報に次の追加情報が記載される(a)月初に所有する受益証券口数、(b)期間中の各取引に日付、純資産価値、並びに、購入、売却(返済)、または譲渡の受益証券口数、(c) 2004年2月9日付BAPEPAM dan LK長官決定第Kep-06/PM/2004号の付録BAPEPAM dan LK規則第X.D.1号の所得および費用(もしあれば)のカテゴリを考慮して、受益証券保有者が一定期間中に収益した所得税ステータスの詳細。上記の受益証券保有者へのCIPTA SAKURA CASH月報とは、次の方法で行われる。

- a. CIPTA SAKURA CASH 受益証券保有者の承認を得た場合、電子メディア；および/または
- b. 宅配便・郵便等の配送サービス。

1.19. 投資マネージャー

「投資マネージャー」とは、顧客の証券ポートフォリオを管理するか顧客グループの集団投資ポートフォリオを管理する事業活動を行う当事者という。この場合、投資マネージャーは、PT CIPTADANA ASSET MANAGEMENTとする。

1.20. 純資産価値(NAB)の計算方法

「純資産価値(NAB)の計算方法」とは、2012年7月9日付BAPEPAM dan LK長官決定第KEP-367/BL/2012号の付録投資信託ポートフォリオの証券の公正市場価格に関するBAPEPAM dan LK規則第IV.C.2号(以下「BAPEPAM dan LK規則第IV.C.2号」という)に従って投資信託の純資産価値(NAB)を計算するために使用される方法という。また、金融サービス庁コミッショナー会長の通達などのその他の関連する実施規則は、NABの計算が投資マネージャーによって定められた証券の公正市場価格を使用する。

1.21. 顧客

「顧客」とは、資本市場で投資活動の目的のために、顧客認知原則に関するOJK規則の証券口座を開設することに従うか否かにかかわらず、資本市場セクターにおける金融サービス提供者のサービスを利用する当事者という。本目論見書では、「顧客」という用語は、文脈で受益証券保有者候補者および受益証券保有者を意味します。

1.22. 純資産価値(以下「NAB」)

「NAB」とは、投資信託のある証券の公正市場価値およびその他の資産を差し引いたすべての負債のものという。

投資信託のNABは、各取引日に計算し、公表される。

1.23. 公正市場価格

「公正市場価格」とは、当事者の間が強制または清算ではなく自由に行なっ

た証券取引から得られる価格という。但し、公正市場価格は、一定の期間内にその証券の取引がアクティブまたは取引されない場合、市場価格と異なる場合がある。

投資信託のポートフォリオにおけるある証券の公正市場価格の計算は、BAPEPAM dan LK規則第IV.C.2号に従って行われなければならない。

1.24. 金融サービス庁(以下「OJK」という)

「OJK」とは、他の当事者からの干渉なく独立した機関で、OJK法により機能、任務並びに規制、検査、監査および捜査権限を有する。

OJK法により、資本市場セクターにおける金融サービス活動の機能、義務および権限の規制が2012年12月31日以来BAPEPAM dan LKからOJKへ移し、そのため、BAPEPAM-LKの権限に満たされなければならない義務および/または参照されなければならない基準をすべて金融サービス庁となる。

1.25. 公募

「公募」とは、資本市場法およびその実施規則並びに集団投資契約に定められた手続きに基づき、投資マネージャーが社会にCIPTA SAKURA CASH受益証券を売るための募集する活動という。

1.26. 資本市場における金融サービス提供者

「資本市場における金融サービス提供者」とは、引受会社、ブローカー、および/または投資マネージャー並びにカストディアン機能を実行する商業銀行として事業を行う証券会社という。本契約では、金融サービス提供者という用語は、文脈に従って投資マネージャーおよびカストディアン銀行および/または投資マネージャーが指定した投資信託証券の販売代理店(もしあれば)を意味します。

1.27. 登録届出書

「登録届出書」とは、資本市場法およびBAPEPAM dan LK規則第IX.C.5.号に

規定された集団投資契約を形態した投資信託の公募を行う際に、投資マネージャーがOJKに提出しなければならない文書のものという。

1.28. 金融セクターにおける紛争解決のための代替機関に関する金融サービス庁規則(POJK)

金融セクターにおける紛争解決のための代替機関に関する金融サービス庁規則(POJK)とは、金融セクターにおける紛争解決のための代替機関に関する2014年1月16日付金融サービス庁規則第1/POJK.07/2014号、およびその注釈、並びに、後日に可能性のある変更や改正である。

1.29. 消費者保護に関するOJK規則

「消費者保護に関するOJK規則」とは、金融サービスセクターの消費者保護に関する2013年7月26日付OJK規則第1/POJK.07/2013号に定めた消費者保護のものという。また、その注記、後日に可能性のある変更や改正である。

1.30. 金融セクターにおけるマネー・ロンダリング防止およびテロ資金調達防止プログラムの適用

金融セクターにおけるマネー・ロンダリング防止およびテロ資金調達防止プログラムの適用に関する金融サービス庁規則(POJK)とは、金融セクターにおけるマネー・ロンダリング防止およびテロ資金調達防止プログラムの適用に関する2017年3月21日付金融サービス庁規則第12/POJK.01/2017号、およびその注釈、並びに、後日に可能性のある変更や改正である。

1.31. 集団投資契約を形態する投資信託に関する金融サービス庁規則(POJK)

集団投資契約を形態する投資信託に関する金融サービス庁規則(POJK)とは、集団投資契約を形態する投資信託2016年6月13日付金融サービス庁規則第23/POJK.04/2016号、および後日に可能性のある変更や改正である。

1.32. 証券ポートフォリオ

「証券ポートフォリオ」とは、CIPTA SAKURA CASH資産の証券コレクション

ンのものという。

1.33. 金融セクターにおける APU 及び PPTプログラム

金融セクターにおけるAPU及びPDTプログラムとは、金融セクターにおけるマネー・ロンダリング防止及びテロ資金調達防止プログラムの適用に関する金融サービス庁規則(POJK)に記述されているマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達を防止する為のプログラムである。

1.34. 目論見書

「目論見書」とは、目論見書としてOJK法に基づく記載しない書類や情報を除き、受益証券保有者候補者が投資信託の受益証券を購入する目的で、投資信託公募に印刷されるステートメントや書面による情報のすべてのものという。

1.35. 投資信託

「投資信託」とは、投資家から資金を集めるために使用される組織で、その後、投資が証券ポートフォリオに投資するものとする。資本市場法によると、投資信託が、(i)非公開会社または公開会社、または、(ii)集団投資契約の形態になることができる。本目論見書にて提供される投資信託の法的形態は、集団投資契約とする。

1.36. 消費者苦情のサービスおよび解決に関するOJK通達

金融サービスの事業者には消費者苦情のサービスおよび解決に関するOJK通達は、金融サービスの事業者には消費者苦情のサービスおよび解決に関する2014年2月14日付OJK通達第2/SEOJK.07/2014号のものという。また、その注釈、後日に可能性のある変更や改正である。

1.37. 受益証券取引確認書

「受益証券取引確認書」とは、受益証券の購入および/または売却、および/ま

たは受益証券保有者の投資譲渡の指示実施を確認する文書で、受益証券保有者が所有する受益証券口数を示し、更に、**CIPTA SAKURA CASH**の所有権証明として有効である。受益証券取引確認書は、カストディアン銀行によって発行され、以下のいずれかの後に遅くとも取引日の7日までに文書の形式で宅急便・その他の郵送サービスを通じて受益証券保有者の住所に発送し、および/または、電子文書で受益証券保有者が**CIPTA SAKURA CASH**受益証券を購入したときに電子システムで受益証券取引のため登録された受益証券保有者の電子メールアドレスに送信される。

- (i) 受益証券保有者が、**CIPTA SAKURA CASH**受益証券購入申込書を完全に記入し、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)によって既に受理し、本目論見書に定められた受益証券の購入処理規則に従って、カストディアン銀行が支払いを完全に受領した(*in good fund and in complete application*);
- (ii) 受益証券保有者が、**CIPTA SAKURA CASH**受益証券売却申込書を完全に記入し、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)によって既に受理し(*in complete application*)、本目論見書に定められた受益証券の売却処理規則に従った;および
- (iii) 受益証券保有者が、**CIPTA SAKURA CASH**投資譲渡申込書を完全に記入し、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託販売代理店(もしあれば)によって既に受理し(*in complete application*)、本目論見書に定められた投資譲渡の処理規則に従った。

受益証券取引確認書とは、受益証券保有権を証明する書面上での確認書である。

CIPTA SAKURA CASH受益証券保有者への受益証券取引確認書の送付は、次の方法で行われる。

- a. **CIPTA SAKURA CASH** 受益証券保有者の承認を得た場合、電子メディア ; および/または
- b. 宅配便・郵便等の配送サービス。

1.38. 電子システム

「電子システム」とは、受益証券保有者が以下のいずれかに電子的に使用することができるように投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)によって提供される。

- a) 口座開設を通じて受益証券保有者の受け入れ;
- b) 受益証券の購入(*Subscription*);
- c) 受益証券の売却(*Redemption*),および
- d) 投資譲渡(*Switching*)

投資マネージャーは、その電子システムの準備および情報・電子取引の分野における適用される法的規則や法令の遵守を確実にする必要があり、とりわけ、合法的な情報や取引証拠を提供し、受益証券保有者候補者および/またはOJKが要求された場合に印刷することができる電子目論見書、電子文書等を提供し、誠意を持つ受益証券保有者候補者の利益を保護し、並びに受益証券保有者候補者が投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)によって提供された電子システムを登録していることを確実にする。

1.39. 資本市場法

「資本市場法」とは、資本市場に関する1995年インドネシア共和国法律第8号、その実施規則およびすべての改正のものという。

1.40. 投資単位

投資単位は、集団投資ポートフォリオにおける各当事者の関心を示す単位である。

第II章

CIPTA SAKURA CASHの概要

2.1. CIPTA SAKURA CASHの設立

「Cipta Dana Pasar Uang」は、集団投資契約を形態する投資信託であり、投資マネージャーとしての「PT Ciptadana Asset Management」とカスタディアン銀行としての「PT Bank Maybank Indonesia Tbk」の間でジャカルタの公証人Leolin Jayayanti S.H., M.Kn.の面前で作成された2017年8月4日付証書「KONTRAK INVESTASI KOLEKTIF REKSA DANA CIPTA DANA PASAR UANG」第16号に記載されている(以下「CIPTADANA PASAR UANG」という)。

CIPTA SAKURA CASHは、OJKから2017年8月24日付書簡第S-484/PM.21/2017号により、認可証を取得した。

2.2. 公募

投資運用業者としてのPT Ciptadana Asset Managementは、CIPTA SAKURA CASH受益証券を壱拾億ユニットまで継続的に公募を行う。

各CIPTA SAKURA CASH受益証券は、公募初日に純資産価値と同価格で、すなわち、Rp.1,000.-(壱千ルピア)とする。その後、各CIPTA SAKURA CASH受益証券の購入価格は、当該取引日の終りにCIPTA SAKURA CASHの純資産価値により定められる。

2.3. 投資信託管理者

投資運用業者としてのPT Ciptadana Asset Managementは、投資委員会および投資管理チームから成る専門家によってサポートされている。

a. 投資委員会

投資委員会は、投資目的に沿った日々の投資方針・戦略を実行する上で投資運用チームを指導し、監督する。

投資委員会の構成は、次のとおりである。

委員会委員長 : Irvin Patmadiwiria

委員会委員 : Rianty Komarudin

各投資委員会の経験は、以下のとおりである。

- Irvin Patmadiwiriaは、2006年に大学院プログラム財務・投資課程で、ジャカルタ・ビナ・ヌサンタラ大学の卒業生である。Irvinは、現在PT Ciptadana Asset Managementの取締役を務めている。Irvinは、PT Ciptadana Asset Managementに入社する前に、PT Batavia Prosperindo Aset Manajemenにて取締役として3年間、PT Corfina Capitalにてアソシエイトディレクターとして2年間、PT Lautandhana Investment Managementにて取締役として4年間、そして、PT Lautandhana Investment Managementにて取締役社長として2年間勤務した経験を持った。Irvinは、2016年11月21日付金融サービス庁コミッショナー委員会決定書第KEP-1211/PM.211/PJ.WMI/2016号に基づき、資本市場庁から投資副マネージャーとしての個人ライセンスを取得した。
- Rianty Komarudinは、1999年に経営学修士(財務・実務)の学位記で、米国イリノイ州シカゴのサンザビエル大学の卒業生である。Riantyは、現在PT Ciptadana Asset Managementの取締役社長を務めている。Riantyは、PT Ciptadana Asset Managementに入社する前に、PT Manulife Aset Manajemen Indonesiaにてナショナルアカウント責任者として2年間、確定利付責任者として7年間勤務した経験を持ち、その前もABN AMROで勤務したことがある。Riantyは、2016年11月17日付金融サービス庁コミッショナー委員会決定書第KEP-585/PM.211/PJ.WMI/2016号に基づき、資本市場庁から投資副マネージャーとしての個人ライセンスを取得した。

b. 投資運用チーム

投資運営チームは、方針と戦略の日常実施者として勤務し、投資委員

会と一緒に策定された投資を実行する。

投資運用チームの構成は、次のとおりである。

チーム長 : Tenno Tinodo

チーム員 : Andriyanto

チーム員 : Jacky Julius Tirta Gunawan

チーム員 : Josephin

各投資運用チームの経験は、以下のとおりである。

- Tenno Tinodoは、2002年に経営学修士(財務管理)でインドネシア大学を卒業した。Tennoは、2012年に投資責任者としてPT Ciptadana Asset Managementに入社する前にOSK Nusadana Asset Managementにて最高投資責任者として2年間、さらに、PT NISP Sekuritas、PT ABN AMRO Manajemen Investasi、PT Nikko Securities Indonesiaなどのいくつかの資産運用会社で投資マネージャーとして7年間勤務した経験を持った。Tennoは、2002年6月26日付資本市場監督庁長官決定書第KEP-62/PM/IP/WMI/2002号および2016年11月18日付金融サービス庁コミッショナー委員会決定書第KEP-835/PM.211/PJ.WMI/2016号に基づき、資本市場庁から投資副マネージャーとしての個人ライセンスを取得した。
- Andriyanto氏、ジャカルタタルマナガラ大学経済経営学科2011年卒業。Andriyanto氏は、2012年「PT Ciptadana Asset Management」にてアシスタント・ファンド・マネージャーとして入社する前に、2011年11月から2012年5月までOSK Nusadana Securitiesにてマネジメント研修生としての経験を持っていた。Andriyanto氏は、2016年11月18日付金融サービス庁コミッショナー委員会決定書第KEP-958/PM.211/PJ.WMI/2016号に基づき、資本市場庁から投資副マネージャーとしての個人

ライセンスを取得した。

- **Jacky Julius Tirta氏**、米国オハイオ州財務専攻の理学士2001年卒業。現在「PT Ciptadana Asset Management」のシニア・ファンド・マネージャを務めている。「PT Ciptadana Asset Management」に入社する前は、「PT Ciptadana Securities」で5年間の金融機関販売の経験を持っていた。Jacky氏は、2016年11月18日付金融サービス庁コミッショナー委員会決定書第KEP-714/PM.211/PJ.WMI/2016号に基づき、資本市場庁から投資副マネージャとしての個人ライセンスを取得した。
- **Josephin氏**、タルマナガラ大学経営学修士2016年卒業。2013年にオペレーション・スタッフとして「PT Ciptadana Asset Management」に入社した。現在は、PT Ciptadana Asset Managementにてファンド・マネージャを務めている。Josephin氏は、2015年1月20日付金融サービス庁コミッショナー委員会決定書第KEP-17/PM.211/WMI/2015号に基づき、資本市場庁から投資副マネージャとしての個人ライセンスを取得し、2017年2月23日付金融サービス庁コミッショナー委員会決定書第KEP-33/PM.211/PJ.WMI/2017号により延長されている。

第III章 投資マネージャー

3.1. 投資マネージャーの略歴

PT Ciptadana Asset Managementは、1991年9月18日証書第127号に基づき、PT Lippo Investment Management の商号で初めて設立され、その後、1991年12月5日証書第58号により変更され、どちらもジャカルタの公証人Sutjipto, SH.の面前で作成された。1992年2月12日付インドネシア共和国法務大臣決定書第C2-1338 HT.01.01.TH92号により承認を取得した。南ジャカルタ地方裁判所の事務所の登録名簿に第321/Not/1992/PN.JKT.SEL号と第322/Not/1992/PN.JKT.SEL号、どちらも1992年3月4日付で登録された。1992年4月24日付インドネシア共和国官報第33号および官報追記第1838号に公告された。

PT Ciptadana Asset Managementの定款は、株式会社に関する2007年法律第40号に準拠するため、ジャカルタの公証人Myra Juwono, SH.の面前で作成された2008年5月8日付証書第26号に変更された。2008年6月9日付インドネシア共和国法務人権大臣決定書第AHU31260.AH.01.02.Tahun 2008号により承認を得て、さらに、2008年6月9日付会社登録第AHU-0045619.AH.01.09.Tahun 2008号により登録された。

PT Ciptadana Asset Managementの定款は、最後にジャカルタの公証人Sindian Osaputra, S.H., M.Knの面前で作成された2012年1月30日付証書第76号により変更され、2012年2月2日付インドネシア共和国法務人権省書簡第AHU- AH.01.10-03641号により受理され、法人管理システムのデータベースに記録され、さらに、2012年2月2日付会社登録第AHU-0009222.AH.01.09.Tahun 2012号により登録された。

PT Ciptadana Asset Management は、1992年4月14日付BAPEPAM長官決定書

第KEP13/PM-MI/1992 号により、投資マネージャーとして資本市場庁から営業許可を取得した。

投資マネージャーの取締役会および監査役会の構成

本目論見書が発行される時点でのPT Ciptadana Asset Managementの取締役会およびコミサリス会の構成は、以下のとおりである。

取締役会

代表取締役社長 : Rianty Komarudin

取締役 : Irvin Patmadiwiria

コミサリス会

代表コミサリス : Thong Thong Sennelius

コミサリス : Sharon Gracia Simampo

3.2. 投資マネージャーの経験

PT Ciptadana Asset Managementは、投資運用管理分野に特化した会社である。PT Ciptadana Asset Managementは、その事業を運営するにあたり、2017年12月末現在総管理資金は約五兆七千七拾億ルピアで、27年間投資運用管理分野の経験を持っている。

投資信託の運用管理の経験は、以下のとおりである。

- 1999年7月9日に、株式投資信託、即ち、「Reksa Dana Rencana Cerdas」の発売を開始した；
- 2002年4月9日に、確定利付投資信託、即ち、「Reksa Dana Lippo Dana Mantap」の発売を開始した；
- 2003年10月8日に、確定利付投資信託、即ち、「Reksa Dana CAM DANA Mantap」の発売を開始した；
- 2007年10月31日に、混合投資信託、即ち、「Reksa Dana Cipta Balance」の発売を開始した；
- 2008年4月18日に、シャリーア投資信託、即ち、「Reksa Dana Cipta

- Syariah Equity」および「Cipta Syariah Balance」の発売を開始した；
- 2009年2月25日に、保護投資信託、即ち、「Reksa Dana Terproteksi I」の発売を開始した；
 - 2009年9月14日に、限定投資信託、即ち、「Reksa Dana Cipta Penyertaan Terbatas Strategi 1」の発売を開始した；
 - 2010年5月24日に、混合投資信託、即ち、「Reksa Dana Cipta Dinamika」の発売を開始した；
 - 2011年3月9日に、保護投資信託、即ち、「Reksa Dana Cipta Proteksi II」の発売を開始した；
 - 2012年11月12日に、不動産投資信託、即ち、「DIRE Ciptadana Properti Ritel Indonesia」の発売を開始した；
 - 2014年6月18日に、確定利付投資信託、即ち、「Reksa Dana Cipta Bond」の発売を開始した；
 - 2014年12月11日に、株式投資信託、即ち、「Reksa Dana Cipta Beta Equity」の発売を開始した；
 - 2015年3月3日に、株式投資信託、即ち、「Reksa Dana Cipta Alpha Equity」の発売を開始した；
 - 2015年5月25日に、株式投資信託、即ち、「Reksa Dana Cipta Prima」の発売を開始した；
 - 2015年6月8日に、保護投資信託、即ち、「Reksa Dana Terproteksi Cipta Proteksi III」の発売を開始した；
 - 2015年6月8日に、マネー・マーケット・ファンド(MMF)、即ち、「Reksa Dana Cipta Dana Cash」の発売を開始した；
 - 2015年11月5日に、マネー・マーケット・ファンド(MMF)、即ち、「Reksa Dana Cipta Dana Likuid」の発売を開始した；
 - 2016年1月18日に、株式投資信託、即ち、「Reksa Dana Cipta Gemilang Equity」の発売を開始した；
 - 2016年2月29日に、マネー・マーケット・ファンド(MMF)、即ち、「Reksa Dana Cipta Cash GTWS」の発売を開始した；

- 2016年6月13日に、保護投資信託、即ち、「Reksa Dana Terproteksi Cipta Proteksi Dinamis I」の発売を開始した；
- 2016年6月17日に、シャリーア投資信託、即ち、「Cipta Nusantara Syariah Berimbang」の発売を開始した；
- 2016年8月15日に、保護投資信託、即ち、「Reksa Dana Terproteksi Cipta Proteksi Dinamis II」の発売を開始した；
- 2016年10月28日に、確定利付投資信託、即ち、「Reksa Dana Cipta Obligasi Optimal」の発売を開始した；
- 2016年11月30日に、保護投資信託、即ち、「Reksa Dana Terproteksi Cipta Proteksi Dinamis III」の発売を開始した；
- 2016年12月7日に、確定利付投資信託、即ち、「Reksa Dana Cipta Obligasi Rupiah」の発売を開始した；
- 2016年12月7日に、確定利付投資信託、即ち、「Reksa Dana Cipta Obligasi Dollar」の発売を開始した；
- 2016年12月19日に、株式投資信託、即ち、「Reksa Dana Cipta Cemerlang Ekuitas」の発売を開始した；
- 2017年3月6日に、保護投資信託、即ち、「Reksa Dana Terproteksi Cipta Proteksi IV」の発売を開始した；
- 2017年4月10日に、確定利付投資信託、即ち、「Reksa Dana Cipta Obgliasi Gemilang」の発売を開始した；
- 2017年4月10日に、マネー・マーケット・ファンド(MMF)、即ち、「Reksa Dana Cipta Dana Lancar」の発売を開始した；
- 2017年4月12日に、限定投資信託、即ち、「Reksa Dana Penyertaan Terbatas Cipta Roda Prima Lancar」の発売を開始した；
- 2017年5月5日に、限定投資信託、即ち、「Reksa Dana Penyertaan Terbatas Cipta Intiroda Makmur」の発売を開始した；
- 2017年11月10日に、限定投資信託、即ち、「Reksa Dana Penyertaan Terbatas Cipta Sinar Menara Deli」の発売を開始した；
- 2018年1月2日に、シャリーア・インデックス投資信託、即ち、

「Reksa Dana Syariah Indeks Cipta Syariah Indeks」の発売を開始した；

- 2018年1月5日に、限定投資信託、即ち、「Reksa Dana Penyertaan Terbatas Cipta Daya Cipta Gemilang」の発売を開始した；
- 2018年1月8日に、限定投資信託、即ち、「Reksa Dana Penyertaan Terbatas Cipta Kartunindo Perkasa Abadi」の発売を開始した。

3.3. 投資マネージャーに所属する当事者

投資マネージャーに所属する当事者は、PT Lippo Securities, Tbk.とし、PT Ciptadana Capitalの49,19%大株主であり、そして、PT Ciptadana Capitalは投資マネージャーの99,999998%株主であるが、投資マネージャーは投資信託活動を管理するので、PT Lippo Securities, Tbk.との取引を行わないとする。

第IV章 カストディアン銀行

4.1. カストディアン銀行の概要

PT Bank CIMB Niaga Tbkは、1991年8月22日付BEPEPAM長官決定書第KEP-71/PM/1991に基づき、資本市場のカストディアン銀行として資本市場庁の承認を取得した最初の全国民間カストディアン銀行である。

4.2. カストディアン銀行の経験

PT Bank CIMB Niaga Tbkは、今現在、107以上の集団投資契約(KIK)を形態したオープン型投資信託を既に管理し、七拾壱兆ルピア以上の資産を管理した。CIMB Niaga証券保管銀行は、国内外の295以上の顧客以上に管理および保管サービスを提供しています。

PT Bank CIMB Niaga Tbkに与えられた他の信用は、すべての国債およびインドネシア中央銀行短期証券が含まれて、今現在より広範な国家銀行制度の再資本化に関連して国債取引の実施についてインドネシア銀行によるサブレジストリとしての指名である。CIMB Niagaカストディアン銀行は、2000年6月に品質マネジメントシステムISO 9002の認証を取得し、2003年9月にISO 9001:2000へ向上した。その後、その認証は2009年9月に再びISO 9001:2008に向上した。

さらに、CIMB Niagaカストディアン銀行は、四回連続して「2003年、2004年、2005年および2006年にスラバヤ証券取引所で証券取引の中で最も活発なカストディアン銀行」として、PT Bursa Efek Surabayaによって表彰を授与された。

CIMB Niagaカストディアン銀行は、2007年5月にインドネシア宗教学者協議会の全国シャリーア理事会からシャリーア適合宣言を取得した。そのシャリーア適合宣言によって、CIMB Niagaカストディアン銀行は、シャリーアに基

づく顧客に対し、シャリーア原則に従う管理者であることができる。

4.3. カストディアン銀行に所属する当事者

カストディアン銀行に所属する当事者/会社は、次のとおりである。

4.1.1. PT CIMB Securities Indonesia;

4.1.2. PT CIMB Principal Asset Management Indonesia; および

4.1.3. PT CIMB Niaga Auto Finance

第V章

投資目的、投資方針、投資制限および投資成果の分配方針

現行の法令およびその他CIPTA SAKURA CASH集団投資契約の条項を考慮し、CIPTA SAKURA CASHの投資目的、投資方針、投資制限および投資成果の分配方針は、次のとおりである

5.1. 投資目的

CIPTA SAKURA CASHは、初期投資価値を維持しようとするにより、投資価値成長の形での最適な収入を得ること、かつ、短期間での現金需要を満たすために高水準の流動性を提供することを目指している。

5.2. 投資方針

CIPTA SAKURA CASHは、インドネシアにおける適用される法令に従い、1年を超えない満期を有する国内金融市場商品、および/または1年を超えない満期および/または1年を超えない残存期間で発行される債券、および/または預金に、純資産価値100%の投資ポートフォリオ構成で投資する。

上記の債務証券は、

- a. 国内外における公募を行なう証券および/または証券取引所にて取引される債務証券；
- b. インドネシア共和国政府によって発行・保証された証券、および/またはインドネシア共和国政府が加盟している国際機関によって発行された債務証券；
- c. 公募を行なわなくて、OJKに登録されている証券格付け会社によってランク付けされていて、投資適格(*investment grade*)とされる債務証券または確定利付シャリア債務証券；
- d. 公募を行なわなくて、OJKに登録されている証券格付け会社によってランク付けされていて、投資適格(*investment grade*)とされる資産担保証券；および/または

- e. 後日金融サービス庁(OJK)によって定められるその他の債務証券。

外国証券に投資する場合は、CIPTA SAKURA CASHの純資産価値の最大15%までインドネシアからその情報をマスメディアまたはウェブサイトを通じてアクセスすることができる外国証券取引所に取引される証券に投資される。投資マネージャーは、外国証券へのCIPTA SAKURA CASH投資活動がインドネシアに適用される法律・規程やその外国証券を発行する基礎となる国の法律と矛盾しないことを確実にする義務がある。

投資マネージャーは、上記の投資方針をOJKが発行するOJK規則・方針に従って常に調整する。

投資マネージャーは、受益証券保有者への支払い義務、CIPTA SAKURA CASH費用、並びに、CIPTA SAKURA CASH集団投資契約に基づいたその他の支払に必要な対応のみ、一時的なポートフォリオ投資リスクを管理する為にCIPTA SAKURA CASHの資産を現金で割り当てることができる。

上記の投資方針は、CIPTA SAKURA CASHの登録が有効となってから遅くとも取引日の150日間以内に、投資マネージャーによって履行されなければならない。

投資マネージャーは、以下の場合を除き、上記のCIPTA SAKURA CASH投資方針を改定してはいけない。

- a. 新規規程および/または法令改正のための調整；および/または
- b. OJKによって定められた特定状況のための調整。

5.3. 投資制限

投資マネージャーは、CIPTA SAKURA CASHを管理する際、集団投資契約を形態する投資信託に関する金融サービス局規則(POJK)に従い、CIPTA SAKURA CASHを引き起こす可能性のある以下の行動を取ることを禁じられ

ている。

- (i) マスメディアやインターネット施設を通じてインドネシアから情報を得ることができない外国証券取引所に売買されている証券を保有する；
- (ii) インドネシア法人または外国法人が発行して外国証券取引所に売買されている証券、その当該会社の払込資本金の5%以上、またはいつでも **CIPTA SAKURA CASH**純資産価値の10%のものを保有する；
- (iii) インドネシア証券取引所に証券を上場している会社は発行した持分証券が当該会社の払込資本金の5%を超えている証券を保有する；
- (iv) いずれかの当事者がいつでも **CIPTA SAKURA CASH**純資産価値の10%以上を発行した証券を保有する。かかる証券には、銀行が発行する有価証券が含まれる。かかる禁止は、次の場合には適用されない。
 - a. インドネシア中央銀行短期証券；
 - b. インドネシア共和国が発行した証券；および/または
 - c. インドネシア共和国政府が加盟国の一つとなる国際金融機関により発行された証券；
- (v) デリバティブ証券を保有する
 - a. 集団投資契約を形態する投資信託に関する金融サービス局規則 (POJK)に記述されている一つの金融機関との間で証券取引所以外で取引された常に純資産価値の10%以上のエクスポージャー価値を持つ；および
 - b. 常に純資産価値の20%以上の純グローバルエクスポージャー価値を持つ；
- (vi) 常に純資産価値の20%以上かつ各資産担保証券シリーズが常に純資産価値の10%以下とする公募を行なった資産担保証券を保有する；
- (vii) 常に純資産価値の5%以上または全体的に常に純資産価値の15%以上一団体(当事者)が発行した公募によるものではない債券、確定利付チャリア証券、資産担保証券、および/または不動産投資ファンドの受益証券を保有する。インドネシア共和国政府および/または地方政府によって

- 発行された債務証券、および/または確定利付シャリア証券を除く；
- (viii) 公募により提供される集合投資契約の形で不動産投資ファンドの形で参加ユニットを有している場合は、いつでも投資ファンドの純資産価値の20%以上を提供する各不動産投資ファンドは、いつでも投資ファンドの純資産価値の10%を超えないものとします。
 - (ix) 集団投資契約を形態する不動産投資ファンドおよび集団投資契約を形態する投資信託が同じ投資マネージャーによって管理されている集団投資契約を形態する不動産投資ファンドの受益証券を保有する；
 - (x) 投資マネージャーを有する関連当事者は、CIPTA SAKURA CASH純資産価値の20%以上を発行した証券を形態した証券ポートフォリオを保有する。ただし、政府の所有権や資本参加により所属関係を除く；
 - (xi) 投資マネージャーは、受益証券保有者および/または受益証券保有者の関連当事者と合意したコミットメントに基づき、受益証券保有者および/または受益証券保有者の関連当事者が発行した証券を保有する；
 - (xii) 公正な市場価格で行なわれる場合を除き、受益証券保有者・受益証券保有候補者および/または受益証券保有者・受益証券保有候補者の関係者から証券を購入する；
 - (xiii) 集団投資契約を形態する投資信託に関する金融サービス局規則に記述されている投資、再投資、または証券取引以外の活動に従事する；
 - (xiv) 投資、再投資または証券取引以外の活動に従事する；
 - (xv) マージン取引に関与する；
 - (xvi) 買戻し取引を行なう為におよび/または借入時に投資信託ポートフォリオ価値の最大10%の返済を行なう為に最長1ヵ月の短期借入金を除き、債券またはその他の債務証券の発行を含む借入金を直接受け取る；
 - (xvii) 債券、その他の債務証券の購入および/または銀行への預金を除き、貸出金を直接提供する；
 - (xviii) 公募のアンダーライターがその投資マネージャー自身またはその投資マネージャーの関係者であり、公募で提供されている有価証券を購入する。以下の場合を除く。

- a. 提供された債務証券は、投資価値があると格付けされている債務証券；および/または
 - b. 提供された証券が多く申し込んだ場合
その関連会社がインドネシア共和国政府の所有する会社または資本参加した会社の場合は、その投資マネージャー関係者が公募で提供されている有価証券の購入禁止は適用されない；
- (xix) 投資マネージャー自身または投資マネージャー関係者との共同取引または利益分配契約に関与する；
- (xx) 以下の状況で資産担保証券を購入する。
- a. 集団投資契約を形態する資産担保証券が同じ投資マネージャーによって管理されている；および/または
 - b. 集団投資契約を形態する投資信託の投資マネージャー 資産担保証券の最初債権者と提携する。しかし、その関連会社が政府が所有する会社または資本参加した会社の場合を除く。
- (xxi) 買戻しすると約束した有価証券の販売および再販を約束した有価証券の買戻しの証券販売取引に従事する。

上記の禁止事項は、本目論見書の作成時に適用される規制に基づいており、政府が資本市場で設定した方針およびOJKが発行する集団投資契約を形態する投資信託の管理に関するその他の承認書に従い、いつでも変更することができる。

CIPTA SAKURA CASHが公募により提供されない債務証券に投資する場合、集団投資契約を形態する投資信託に関する金融サービス局規則(POJK)に従い、公募により提供されない債務証券は、以下の基準を満たさなければならない。

- a. 発行者が、
 - 発行会社または公開企業；
 - 発行会社または公開企業から十分な保証を得た発行会社または

- 金融公開企業の子会社；
 - 国営企業または国営企業の子会社；
 - インドネシア共和国政府；
 - 地方政府；および/または
 - 営業許可を得た、またはOJKの監督下にある金融サービス機関
- b. 投資適格のランクを所有し、少なくとも一年に一回定期的にランク付けが行なわれる；および
- c. 保管・決済機関の集団保管に加入している。

投資マネージャーが外国証券取引所で取引されている証券を購入しようとする場合、投資マネージャーとカストディアン銀行との間で購入、売却、保管、記録方法およびその証券の購入に関連するその他の事項の合意が成立した後にはじめて行なわれることができる。

5.4. 投資成果の分配方針

投資資金のCIPTA SAKURA CASHから得られたすべての投資成果は、CIPTA SAKURA CASHに再計上され、よって、純資産価値がさらに上昇する。

投資マネージャーは、長期投資目的の達成を考慮しながら投資マネージャーの方針に従い、CIPTA SAKURA CASHに計上された投資収益を分配するか分配しない事(ある場合)を定めることができる。

投資マネージャーが投資収益を分配する場合、その投資収益は投資マネージャーによって分配され、受益証券に応じて同時に現金で分配される。投資マネージャーは、分配される投資収益の分配日と金額を決定する権限を有している。投資収益の分配日は、書面上で受益証券保有者に通知される。

投資マネージャーが投資収益を現金で分配する場合、受益証券保有者は分配手数料を負担されない。現金による投資収益の分配の支払いに関する振込み

手数料を含む全ての銀行手数料は、受益証券保有者が負担する。

分配金の現金による支払いは、投資収益を分配する日から7日間(証券取引所の営業日)以内にできるだけ早く、受益証券保有者名義の銀行口座への振込みによって行なわれる。

投資マネージャーが投資収益を分配しない場合、投資収益を取得したい受益証券保有者は、保有する受益証券の一部または全部を売却することができる。

第VI章

CIPTA SAKURA CASH証券ポートフォリオの公正市場価値の算定方法

投資マネージャーが使用するCIPTA SAKURA CASHポートフォリオの証券の公正市場価値の算定方法は、BAPEPAM dan LK規則第IV.C.2号、およびBAPEPAM dan LK規則第IV.B.1号に準拠し、とりわけ、次の条項が含まれている。

1. 投資マネージャーは、以下の条件で、投資信託ポートフォリオの証券の公正市場価値を計算し、カストディアン銀行に取引日毎に西部インドネシア時間17時00分までに提出されるものとする。
 - a. 証券取引所における活発に取引された証券の公正市場価値は、証券取引所で当該証券の最新の取引価格情報を利用して算定される。
 - b. 次のものの公正市場価値の算定。
 - 1) 証券取引所外における取引された証券(*over the counter*) ;
 - 2) 証券取引所における活発に取引されていない証券 ;
 - 3) 外国通貨建てで取引された証券 ;
 - 4) 集団投資契約を形態する投資信託管理ガイドラインに関する規則第IV.B.1号の国内金融市場商品 ;
 - 5) 証券取引報告書の受取人に関する規則第X.M.3号の証券取引報告書の受取人に言及されている有価証券取引報告書の受益者に報告されなければならないその他の取引証券 ;
 - 6) BAPEPAM dan LKの決定に基づくその他の証券は、投資信託の証券ポートフォリオになる可能性がある ; および/または
 - 7) 破産宣告または破産する可能性が高い、または、該当証券の元本または利息の支払不能の会社の証券は、LPHEが定める公正市場価格を投資マネージャーの基準価格として使用される。
 - c. 証券取引所の証券の最終取引価格は、その時点での公正市場価値を反映していない場合、当該証券の公正市場価値の算定は、LPHEが定める公正市場価格を投資マネージャーの基準価格として使用される。
 - d. LPHEがBAPEPAM dan LK規則第IV.C.2号の第2項b(1)号~b(6)号、およ

び第2項c号に記載されている証券に公正市場価格を発行しない場合は、投資マネージャーは、保守的な原則を使用する方法に基づき、誠実かつ完全な責任をもって証券の公正市場価値を定めるものとし、とりわけ、次のものを考慮して、一貫して適用される。

- 1) 前回の取引価格；
- 2) 類似証券の価格比較；および/または
- 3) 証券発行者の基本的な条件。

e. LPHEがBAPEPAM dan LK規則第IV.C.2号の第2項b(7)号に記載されている破産宣告または破産する可能性が高い、または、該当証券の元本または利息の支払不能の会社の証券に公正市場価格を発行しない場合は、投資マネージャーは、保守的な原則を使用する方法に基づき、誠実かつ完全な責任をもって証券の公正市場価値を算定するものとし、とりわけ、次のものを考慮して、一貫して適用される。

- 1) 当該証券の最終取引価格；
- 2) 当該証券の価格傾向；
- 3) 最後の取引以来の一般的な金利(債務証券の形態である場合)；
- 4) 最後の取引以来当該証券に関する公表された重要な情報；
- 5) 類似証券の価格収益率と比較した価格収益率(*price earning ratio*)の予測(株式の形態である場合)；
- 6) 類似信用格付を持つ当年の類似証券の市場金利(債務証券の形態である場合)；
- 7) **原証券**の最後の市場価格(証券のデリバティブである場合)。

f. 投資マネージャーは、LPHEによって定められた公正市場価格が、以下の理由により、解散しなければならない投資信託ポートフォリオの証券の公正市場価値を反映していないとみなす場合、

- 1) 資本市場における法令によるOJKが命令したもの；および/または
- 2) **総純資産価額は、90日間の取引日間に連続式百五十億ルピア未満である。**

投資マネージャーは、保守的な原則を使用し、証券の公正市場価値を誠実かつ完全な責任をもって自分で算定することができ、さらに、一貫して適用される。

- g. 投資信託の通過単位に異なる通貨建てで取引される投資信託ポートフォリオにおける証券の公正市場価値は、インドネシア銀行の中間為替レートを用いて計算されなければならない。
2. 投資信託の純資産価値の計算には、投資マネージャーが定めた証券の公正市場価値を使用する必要がある。
3. 1株当たりまたは受益証券の純資産価値は、カストディアン銀行が同日に受領した購入申請および/または返済のため、投資信託の資産の増減を考慮せずに投資信託の簿記が完了した後、関連する取引日の終りに純資産価値に基づき、計算される。

LPHE(証券価格評価機関)は、証券価格評価機関に関する2009年6月30日付 **BAPEPAM dan LK** 長官決定第Kep-183/BL/2009号の付録である規則第V.C.3号の公正市場価格を算定し、証券価格評価を行なうためにOJKから事業免許を取得した当事者である。

投資マネージャーおよびカストディアン銀行は、本目論見書の作成後に発行または取得されるOJK規則、方針および承認の注意を払い、上記の**BAPEPAM dan LK**規則第IV.C.2号の規定に従うものとする。

第VII章 税務

集団投資契約を形態した投資信託収益に対する所得税(PPh)の適用は、現行の税務規則に基づき、以下のとおりである。

記述	所得税の適用	法的根拠
a. 現金配当 (配当金)	所得税普通税率	第4(1)条(g)号および所得税法第23条
b. 債券利息	源泉徴収税*	所得税法第4条第(2)項および第17条第(7)項と2013年政令第100号第1条第(1)項および第(2)項
c. 資本利得 / 債券割引	源泉徴収税*	所得税法第4条第(2)項および第17条第(7)項と2013年政令第100号第1条第(1)項および第(2)項
d. 預金利息およびインドネシア中央銀行短期証券割引	源泉徴収税 (20%)	所得税法第4条第(2)項a号および2000年政令第131号第2条とインドネシア共和国財務決定第51/KMK.04/2001号第3条
e. 証券取引所における株式資本利得	源泉徴収税 (0,1%)	所得税法第4条第(2)項c号および1994年政令第41号と1997年政令第14号第1条
f. 商業証券およびその他の債券	一般所得税率	所得税法第4条第(1)項

* OJKに登録された投資信託納税者が受け取った債券利息およびまたは割引の所得税率は、2013年インドネシア共和国政令第100号(以下「2013年政令第100号」)に基づき、次のとおりである。

- (i) 2014年から2020年までは、5%とする；および
- (ii) 2021年以降には、10%とする。

上記の税務情報は、本目論見書が作成されるまで既存の税務規則に関する投資マネージャーの知識・理解に基づき、投資マネージャーによって作成した。後日に現行税務規則に変更や解釈に相違があった場合、投資マネージャーは、上記の税務情報を調整する。

外国人に対しては、**CIPTA SAKURA CASH**受益証券を購入する前に、投資税務上の取扱に関して税務顧問に相談することをお勧めする。

税務分野の適用法令に基づき、受益証券保有者候補者は、支払う税金がある場合、投資マネージャーが受益証券保有候補者によって支払う必要がある税金の存在を知った直ぐ、受益証券保有者候補者にその支払うべき税金の通知を書留郵便で送ることによって行われる。

第VIII章

投資の利点および主なリスク要因

CIPTA SAKURA CASH の受益証券保有者は、以下の投資メリットを得ることができる。

1. 専門的に管理

投資ポートフォリオの管理、銀行選定、配置期間および投資管理の決定には体系的な分析、継続的な監視、迅速かつ適切な投資判断が必要である(市場タイミング)。さらに、多様な投資ポートフォリオを管理するためには、特別なスキルや様々な関係者との関係が必要である。これらを自分で行なう場合、受益証券保有者にとって非常に時間と集中力を要することになる。受益証券保有者は、CIPTA SAKURA CASHを通じて、上記の作業から解放され、当分野のプロフェッショナルな投資マネージャーに委託されるため、利便性を得ることができる。

2. 投資の多様化

リスクが最も低いインドネシア銀行またはインドネシア政府によって保証された有価証券以外の投資については、投資リスクを軽減する目的で投資の多様化を行う必要がある。所有する投資資金が比較的少ない場合、良好な投資収益を得る機会を失うことなく多様化の利益を得ることは困難である。様々な関係者からの資金を集めることができるCIPTA SAKURA CASHを通じて、投資の多様化が容易になる。

3. 投資価値の成長性

CIPTA SAKURA CASHは、様々な関係者からの積立金により、強い交渉力で高い金利を獲得し、投資コストを削減し、個別に行うことが困難な投資手段へのアクセスを可能にする。これにより、リスクのレベルに応じて比較的良好な投資利益を得る同等な機会をすべての受益証券保有者に提供される。

4. 容易な投資解約

オープン投資信託にて受益証券保有者は、保有する受益証券を投資マネージャーに再販することにより、証券取引所の各取引日に受益証券を解約することができる。これにより、受益証券保有者に高い流動性が提供される。

CIPTA SAKURA CASH の投資リスクは、以下を含むいくつかの要因によって引き起こされる可能性がある。

1. 政治変動、経済および税務規則リスク

国内外の経済的、政治的、税務上の条件の変更や悪化、または規制の変更は、銀行および証券発行体またはCIPTA SAKURA CASHが投資する当事者の業績に影響を及ぼす可能性のある所得の観点に影響を及ぼす可能性がある。そして、これはCIPTA SAKURA CASHの投資ポートフォリオのパフォーマンスに影響を与える。

2. 債務不履行リスク

投資マネージャーは、投資家の皆様に最高の投資収益を提供する努力をするが、例外的な状況では、CIPTA SAKURA CASHが投資する有価証券の発行者またはCIPTA SAKURA CASHに関連する他の関係者は債務不履行することがある。この場合、CIPTA SAKURA CASHの投資収益に影響を与える。

3. 流動性リスク

受益証券保有者による再販レートが短期間で非常に高い場合、CIPTA SAKURA CASHポートフォリオを支出することにより、投資マネージャーによる現金支払いが遅れる可能性がある。投資マネージャーの権限の範囲外で臨時の状況(不可抗力)または事象(予測可能および予測不能の両方)が

発生した場合、証券の再販は、集団投資契約の条項およびOJK規則に従って一時的に停止することがある。

4. 各受益証券の純資産価値を低下させるリスク

各CIPTA SAKURA CASHの受益証券の価値は、当該投資信託の純資産価値の増減により変動する可能性がある。各受益証券の純資産価値を低下させる要因としては、とりわけ、ポートフォリオの証券価格の変動によって引き起こされる可能性がある。

5. 解散・清算リスク

(1)OJKから指示を受けた場合、および(2) CIPTA SAKURA CASHの純資産価値が取引日の120日間連続して100億ルピア未満である場合は、集団投資契約を形態する投資信託に関する金融サービス局規則第45条第(c)項、第(d)項およびCIPTA SAKURA CASHの集団投資契約第28.1条第(ii)項、第(iii)項に基づき、投資マネージャーが解散・清算を行なうため、CIPTA SAKURA CASHの投資収益に影響を与える。

6. 電子システムによる取引リスク

受益証券保有者が口座開設、受益証券の購入・売却並びに投資譲渡取引を電子システムによって行う場合、受益証券保有者は、以下のリスクに注意を払う必要がある。

- (i) 通信システムおよび/または方法の電子システムによって行われる**口座開設**、受益証券の購入・売却並びに投資譲渡取引は、権限のない当事者による**口座開設**、受益証券の購入・売却並びに投資譲渡取引以外の目的でメディアおよび/またはデータを不正に使用する可能性があるため、安全ではない可能性がある。
- (ii) 電子システムによって行われる**口座開設**、受益証券の購入・売却並びに投資譲渡取引は、とりわけ、投資マネージャーおよびカスタディアン銀行以外の当事者、とりわけ、**電子ネットワークプロバイダ**

が関与する。これは、当該投資マネージャーおよびカストディアン銀行以外の当事者による不履行のリスクに関連している。

- (iii) 通信システムおよび方法のエラーおよび/または故障も、電子システムによって行われる取引リスクの1つである。

上記のリスクが発生すると、受益証券保有者が行った口座開設、受益証券の購入・売却並びに投資譲渡取引は、実施されなかったり、間違ったりする可能性がある。投資マネージャーは、間違ったりまたは失敗した電子システムによる取引の処理手順を確定し、実行する。ただし、口座開設、受益証券の購入・売却並びに投資譲渡取引を行なう際に電子システムの不正使用により生じるリスクは、完全に受益証券保有者の責任になる。

7. 為替リスク

CIPTA SAKURA CASHが外国で取引される債務証券および/または外貨で取引される債務証券に投資するため、受益証券保有者は、CIPTA SAKURA CASHポートフォリオにおける外国証券取引から起因する為替の違いによる投資価値の変動リスクを抱えている。

第IX章

費用割当およびサービス報酬

CIPTA SAKURA CASHの管理には、CIPTA SAKURA CASH、投資マネージャーおよび受益証券保有者が負担する費用がある。費用と割当の内訳は、次のとおりである。

9.1. CIPTA SAKURA CASHが負担する費用

- a. 投資マネージャーの管理手数料は、1年につき最大1%、1年間365カレンダー日またはうるう年の場合は366カレンダー日に基づいて一日間単位でCIPTA SAKURA CASHの純資産価値から計算され、毎月支払われる；
- b. カストディアン銀行のサービス手数料は、1年につき最大0.12%、1年間365カレンダー日またはうるう年の場合は366カレンダー日に基づいて一日間単位でCIPTA SAKURA CASHの純資産価値から計算され、毎月支払われる；
- c. 証券登録および証券取引の手数料；
- d. CIPTA SAKURA CASHは、金融サービス庁からエフェクティブ・ステートメントを入手した後、受益証券保有者に対し、無限定適正意見で金融サービス庁に登録されている会計士の報告書を添付した年次財務諸表を含む目論見書更新の印刷および配布の費用；
- e. 集団投資契約および/または目論見書(もしあれば)の変更計画およびCIPTA SAKURA CASHが金融サービス庁によりエフェクティブと宣言された後の集団投資契約の変更に関する新聞のニュース掲載/通知の料金；
- f. CIPTA SAKURA CASHが金融サービス庁によりエフェクティブと宣言された後、受益証券保有者への受益証券取引確認書の印刷と配布の費用；
- g. CIPTA SAKURA CASHが金融サービス庁によりエフェクティブと宣言された後の月次報告書の印刷と配布の費用；
- h. CIPTA SAKURA CASHの年次財務諸表を監査する会計監査人の報酬；

- i. 統合投資管理システム提供者がその時々定める統合投資管理システムの使用に関連する費用および経費；
- j. 保険料(もしあれば)；および
- k. 上記のサービス報酬および費用の支払いに関連する税金。

9.2. 投資マネージャーが負担する費用

- a. CIPTA SAKURA CASHの設立準備費用、すなわち、会計士、法務コンサルタント、公証人の報酬を含む集団投資契約、最初の目論見書、必要書類の発行費用である；
- b. 電話、ファクシミリ、コピー、交通費などのCIPTA SAKURA CASHポートフォリオを運用管理するための管理費；
- c. CIPTA SAKURA CASHのパンフレット印刷費用、宣伝広告費を含むマーケティング費用；
- d. CIPTA SAKURA CASHの口座開設申込書、受益証券保有者候補者プロフィール用紙、受益証券購入申込書、受益証券売却申込書(もしあれば)、および受益証券譲渡申込書(もしあれば)の印刷と配布費用；
- e. CIPTA SAKURA CASH登録届出書が有効した後60取引日以内にCIPTA SAKURA CASH運用管理の資金調達報告書に関して、全国にて発行しているインドネシア語日刊新聞の広告料金；および
- f. CIPTA SAKURA CASHの解散・清算およびその資産に関連する法務コンサルタント、会計士、公証人および第三者へのその他の報酬(もしあれば)

9.3. 受益証券保有者が負担する費用

- a. 受益証券保有者による受益証券の購入、拒否された受益証券の購入残金の払戻し、受益証券の売却支払い、並びに投資収益の分配(もしあれば)に関連した受益証券保有者の名義で登録された口座への銀行帳簿記入・振込手数料(もしあれば)である；および
- b. 受益証券保有者および上記の費用(もしあれば)に関する諸税金。

受益証券保有者は、投資譲渡の手数料(*switching fee*)が課されない。

受益証券保有者は、受益証券購入手数料(*subscription fee*)、受益証券再販手数料(*redemption fee*)、および投資譲渡手数料(*switching fee*)が負担されない。

9.4. 法律コンサルタント、公証人および/または会計士の費用は、専門職のサービスを必要とする受益者または間違っている当事者に従い、投資マネージャー、カストディアン銀行および/またはCIPTA SAKURA CASH投資信託の負担になる。

9.5. 費用割当

費用種類	費用額	記述
CIPTA SAKURA CASHが負担する費用		
a. 投資マネージャーのサービス報酬	最大1%	1年間の手数料で、年間365カレンダー日またはうるう年の場合は366カレンダー日に基づいて一日間単位で CIPTA SAKURA CASHの純資産価値から計算され、毎月支払われる。
b. カストディアン銀行のサービス報酬	最大0,12%	
受益証券保有者が負担する費用		
a. 受益証券の購入手数料 (<i>Subscription Fee</i>)	なし	
b. 受益証券の売却手数料 (<i>Redemption Fee</i>)	なし	

c. 投資譲渡手数料 (<i>switching fee</i>)	なし	
d. すべての銀行手数料	もしあれば	
e. 受益証券保有者および上記の費用(もしあれば)に関する諸税金	もしあれば	

上記の手数料には、税務分野に現行法令に基づく課税が含まれていない。

第X章 受益証券保有者の権利

集団投資契約に定められた条項に従い、CIPTA SAKURA CASH受益証券全保有者は以下の権利を有する。

a. 受益証券取引確認書の取得

受益証券保有者は、以下のことを行った後取引7日以内にカストディアン銀行が紙文書または電子文書で送付した受益証券取引確認書を受け取る。

- (i) 受益証券保有者からのCIPTA SAKURA CASH受益証券購入申込書は、完全に記入され、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)によって完全に受理され、そして、当該購入の支払いは、本目論見書に定められている受益証券の購入処理の条件に従って、カストディアン銀行によって完全に受領される(*in complete application and in good fund*) ;
- (ii) 受益証券保有者からのCIPTA SAKURA CASH受益証券再販申込書は、本目論見書に定められている受益証券の売却処理の条件に従って、完全に記入され、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)によって完全に受理される(*in complete application*) ; および
- (iii) 受益証券保有者からのCIPTA SAKURA CASH投資譲渡申込書は、本目論見書に定められている受益証券の投資譲渡処理の条件に従って、完全に記入され、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)によって完全に受理される(*in complete application*)。

受益証券取引確認書には、保有している受益証券、受益証券の購入、受益証券の再販された数および受益証券が取引された時の受益証券の純資産価値が記載される。

b. 投資成果の分配方針による投資成果の分配を受け取る

受益証券保有者は、本目論見書第V章に記載されている投資成果の分配方針に従い、投資成果の分配を得る権利を有する。

c. CIPTA SAKURA CASH受益証券の一部または全部を再販する

受益証券保有者は、目論見書第14章の諸条件に従い、各取引日に所有するCIPTA SAKURA CASH受益証券の一部または全部を投資マネージャーに再販する権利を有する。

d. CIPTA SAKURA CASH投資の一部または全部を譲渡する

受益証券保有者は、目論見書第15章の諸条件に従い、所有するCIPTA SAKURA CASH投資の一部または全部を同投資マネージャーおよびカスタディアン銀行が管理する他の投資信託に譲渡する権利を有する。

e. 各受益証券の日々純資産価値とCIPTA SAKURA CASHの業績に関する情報を取得する

受益証券の各保有者は、特定の日刊に発行された日々の純資産価値およびCIPTA SAKURA CASHの過去30日間および1年間の業績情報を取得する権利を有する。

f. 定期的に財務諸表を取得する

受益証券の各保有者は、目論見書更新に記載される年次財務諸表を取得する権利を有する。

g. 月次報告書を取得する

受益証券の各保有者は、カスタディアン銀行が紙文書または電子文書で送付する月次報告書を取得する権利を有する。

投資マネージャーがCIPTA SAKURA CASH投資成果があつて受益証券保有者に新規受益証券を形態したものに分配された場合、受益証券保有者が月次報

告書にその投資成果の分配からの受益証券の所有権に関する情報を取得する。

h. CIPTA SAKURA CASHが解散・清算された場合、受益証券の所有権に比例して清算結果を取得する

CIPTA SAKURA CASHが解散・清算された場合、清算結果は、受益証券の各所有者が所有する受益証券口数の構成によって比例して分配されるものとする。

第XI章 解散・清算

11.1. CIPTA SAKURA CASH解散原因となる事項

次のいずれかが生じた場合、CIPTA SAKURA CASHを解散させる必要がある。

- a. 登録が有効となったCIPTA SAKURA CASHが取引日の90日間に100億ルピア未満の管理基金しか有していない；
- b. 資本市場セクターの法令に従い、OJKから指示を受けたとき；
- c. CIPTA SAKURA CASHの純資産価値が取引日の120日間連続して100億ルピア未満であるとき；および/または
- d. 投資マネージャーとカストディアン銀行がCIPTA SAKURA CASHを解散することに合意した。

11.2. CIPTA SAKURA CASHの解散・清算手続き

CIPTA SAKURA CASHは、上記第11.1項a号の条件により解散されるものとした場合、投資マネージャーが以下のことを行う必要がある。

- a. OJKにその状態について報告書を提出し、上記第11.1項a号の期間の終了後2取引日以内に、全国にて発行しているインドネシア語日刊新聞の少なくとも一社で解散・清算計画および受益証券保有者に清算成果の分配を公表する；
- b. 解散時に純資産価値に比例して計算されるが最初の純資産価値(額面価値)以上であってはならず、当該資金は、上記第11.1項a号の期間の終了後7取引日以内に受益証券の保有者によって受領されることを条件として、受益証券保有者の権利である精算金を支払うようカストディアン銀行に指示する；および
- c. 上記第11.1項a号の期間の終了後10取引日以内にCIPTA SAKURA CASHを解散し、さらに、CIPTA SAKURA CASHの解散結果に関する報告書をOJKにCIPTA SAKURA CASHが解散してから10取引日以内に提出するものとする。

CIPTA SAKURA CASHは、上記第11.1項b号の条件により解散されるものとした場合、投資マネージャーが以下のことを行う必要がある。

- a. OJKに命じられてから2取引日以内に全国にて発行しているインドネシア語日刊新聞の少なくとも一社で解散・清算およびCIPTA SAKURA CASH清算成果の分配計画を公表し、そして、同日にCIPTA SAKURA CASH純資産価値の算定を中止するようカストディアン銀行に書面により通知する；
- b. 解散時に純資産価値に比例して計算されることを条件として、受益証券保有者の権利である精算金を支払うようカストディアン銀行に指示し、当該資金は、CIPTA SAKURA CASH解散がOJKに命じられた後7取引日以内に受益証券保有者によって受領されるものとする；および
- c. 法務顧問・会計士からの意見、公証人からのCIPTA SAKURA CASH解散・清算証書を添付して、解散・清算結果および清算金の分配の報告書をCIPTA SAKURA CASH解散がOJKに命じられた後2ヶ月以内にOJKに提出する。

CIPTA SAKURA CASHは、上記第11.1項c号の条件により解散されるものとした場合、投資マネージャーが以下のことを行う必要がある。

- a. CIPTA SAKURA CASHの最新の財務状態を添付して、OJKにその状態について報告書を提出し、上記第11.1項c号の期間の終了後2取引日以内に、全国にて発行しているインドネシア語日刊新聞の少なくとも一社でCIPTA SAKURA CASH解散・清算計画および受益証券保有者に清算成果の分配を公表し、そして、同日にCIPTA SAKURA CASH純資産価値の算定を中止するようカストディアン銀行に書面により通知する；
- b. 清算を完了した時純資産価値に比例して計算され、当該資金は、清算を完了した後7取引日以内に受益証券保有者によって受領されることを条件として、受益証券保有者の権利である精算金を支払うようカストディアン銀行に指示する；および
- c. 法務顧問・会計士からの意見、公証人からのCIPTA SAKURA CASH解

散・清算証書を添付して、CIPTA SAKURA CASH解散・清算結果および清算金の分配の報告書を清算した後取引日2ヶ月以内にOJKに提出する。

CIPTA SAKURA CASHは、上記第11.1項d号の条件により解散されるものとした場合、投資マネージャーが以下のことを行う必要がある。

a. 投資マネージャーとカストディアン銀行がCIPTA SAKURA CASHの解散を合意した後2取引日以内にOJKに以下のものを提出するとする。

(i) 投資マネージャーとカストディアン銀行とのCIPTA SAKURA CASH解散・清算合意書；

(ii) 解散理由；および

(iii) 最新の財務状態；

そして、同日に、全国にて発行しているインドネシア語日刊新聞の少なくとも一社でCIPTA SAKURA CASH解散・清算計画および受益証券保有者に清算成果の分配を公表し、CIPTA SAKURA CASH純資産価値の算定を中止するようカストディアン銀行に書面により通知する；

b. 清算を完了した時純資産価値に比例して計算され、当該資金は、清算を完了した後7取引日以内に受益証券保有者によって受領されることを条件として、受益証券保有者の権利である精算金を支払うようカストディアン銀行に指示する；および

c. 法務顧問・会計士からの意見、公証人からのCIPTA SAKURA CASH解散・清算証書を添付して、CIPTA SAKURA CASH解散・清算結果および清算金の分配の報告書を清算した後2ヶ月以内にOJKに提出する。

11.3. 投資マネージャーは、CIPTA SAKURA CASH現金清算からの収入を各受益証券保有者が保有する受益証券の構成に従って比例的に分割りしなければならないことを確実にする義務がある。

11.4. 受益証券保有者は、CIPTA SAKURA CASH解散・清算計画および受益証券保有者に清算金の分配を公表してから、売却(返済)することができないとする。

11.5. 清算金の分配

投資マネージャーは、CIPTA SAKURA CASHの清算金を、受益証券の各保有者が所有する受益証券口数の構成に応じて比例して分配しなければならないことを確実にする必要がある。

投資マネージャーが受益証券保有者に定めた清算成果の分配日に、受益証券保有者は未だ受領されない清算金および/または残った資金があった場合には、参加者保有者が未払いの流動性残高及び/又は清算結果の配当の日後に残存する資金が、運用管理者が定める参加単位の保有者に依然として残っている場合には、以下のことが行われる。

- a. カストディアン銀行は、その資金を受益証券保有者に各2週間の期間内に3回通知し、それを全国にて発行しているインドネシア語日刊新聞に公表した場合、清算金を未だ受領されていない受益証券保有者の利益および/または清算時に登録されている受益証券保持者のために、その資金を3年間にカストディアン銀行の名義で商業銀行とするカストディアン銀行にて預金口座に入金されるものとする；
- b. かかる資金の預託に生じた費用は、預金口座によって負担されるものとする。
- c. 受益証券保有者が3年以内に請求しない場合、資本市場の産業発展のために、カストディアン銀行がインドネシア共和国政府に提出しなければならないとする。

11.6. OJKは、投資マネージャーの営業許可が無効となった、またはカストディアン銀行が承認書の所有がなくなった場合、以下の権限を与えられる。

- a. CIPTA SAKURA CASH を管理するために、他の投資マネージャーまたは他のカストディアン銀行を任命する；
- b. 代理投資マネージャーまたはカストディアン銀行が存在しない場合、CIPTA SAKURA CASH を解散させるために、営業許可書または承認書を持っている当事者を任命する。

第11.6条第(b)項に記載したCIPTA SAKURA CASHを解散させる任命を受けたのがカストディアン銀行である場合、カストディアン銀行はOJKへの通知を通してCIPTA SAKURA CASHを清算するために他の当事者を任命することができる。

第11.6条第(b)項に記載したCIPTA SAKURA CASHを解散させる任命を受けた投資マネージャーまたはカストディアン銀行は、以下の書類を添付してCIPTA SAKURA CASHを解散することを命じられた後、取引日の60日間以内にOJKに解散終了に関する報告書を提出しなければならない。

- a. OJKに登録されている法律コンサルタントの見解；
- b. OJKに登録されている会計士の会計監査を受けたCIPTA SAKURA CASHの解散に関する財務報告；および
- c. OJKに登録されている公証人のCIPTA SAKURA CASH解散証書。

11.7. CIPTA SAKURA CASHが解散・清算された場合、法務コンサルタント、会計士および第三者へのその他の費用を含むCIPTA SAKURA CASHの解散・清算費用は、投資マネージャーの責任であり、関係者に支払われるものとする。

カストディアン銀行またはカストディアン銀行が任命した他の当事者が第11.6条第(b)項に記載したCIPTA SAKURA CASHの解散・清算を行う際に発生する法務コンサルタント、会計士、公証人の費用、並びに第三者に対するその他の費用を含む解散・清算の費用についてはCIPTA SAKURA CASHが負担する。

11.8. 投資マネージャーは、OJKに提出しなければならない会計士からの意見である報告書を添付するための要件の一つとして、清算監査を行うために監査人を選任しなければならないとする。清算成果の分配(もしあれば)は、清算監査の結果報告が発行されたことによって清算監査の完了後に行われる。

第XII章
監査済財務諸表

ARDIANTO & MASNIARI
COUNSELORS AT LAW

参照番号: 第0998/AM-2029017/MS/PN-Iw/VIII/2017号

2017年8月10日

宛先:

PT Ciptadana Asset Management殿

Plaza Asia Office Park Unit 2

Jl. Jendral Sudirman Kav. 59

Jakarta 12190, Indonesia

件名: 集団投資契約を形態する投資信託「**Cipta Dana Pasar Uang**」の設立に関する法的見解

拝啓、

弊社は、独立した法律コンサルタント「ARDIANTO & MASNIARI 法律コンサルタント事務所」で、2017年8月1日付取締役会決定書をもとに「PT Ciptadana Asset Management」に集団投資契約を形態する投資信託「**Cipta Dana Pasar Uang**」の設立に関する独立した法律コンサルタントとして任命された。

One Pacific Place Building

11th floor, SCBD

Jl. Jend. Sudirman Kav. 52-53

Jakarta 12190

P: +6221 2985 9575 (hunting)

P: +6221 2985 9576-78

F: +6221 2985 9889

上記の投資信託は、投資マネージャーとしての「PT Ciptadana Asset Management」(以下「投資マネージャー」という)とカストディアン銀行としての「PT Bank Maybank Indonesia Tbk」(以下「カストディアン銀行」という)の間で、ジャカルタの公証人 Leolin Jayayanti S.H., M.Kn. の面前で作成された2017年8月4日付証書「KONTRAK INVESTASI KOLEKTIF REKSA DANA CIPTA DANA PASAR UANG」第16号に記載されている(以下「契約」という)。投資マネージャーは、合計10億の受益証券まで継続的に「Cipta Dana Pasar Uang」の投資信託の公募を行なう。公募の初日に各受益証券の純資産価値は1000ルピアである。

法の見解の根拠

この法の見解は、投資マネージャーおよび/またはカストディアン銀行から入手した書類の原本・コピーの審査と調査、そして、投資マネージャーとカストディアン銀行の取締役会、監査役会、代表者および/または従業員からの声明および情報に基づき作成され、この法の見解と切り離せない部分である弊社の2017年8月10日付手紙参照番号:第0997/AM-2019017/MS-PN-lw/VIII/2017 で伝達した2017年8月10日付**集団投資契約**を形態する投資信託「**Cipta Dana Pasar Uang**」の設立に関する法的調査報告書に記載されている。

この法の見解は、投資マネージャーによって提案された「Cipta Dana Pasar Uang」投資信託の公募に関連した登録宣言に関して作成された。

前提

以下の前提で上記の審査および調査を行なった。

1. 入手した書類の他に、定款変更、役員構成変更、解散・清算または許認可の取消/中止/凍結、並びに投資マネージャーおよびカストディアン銀行の設立、規制、事業活動の存在・実施に関するその他の書類は存在しない；

2. コピーの形で直接または電子的に提出された全ての書類は、正確で、欠けている部分がなく、原本と同じものである；
3. 公証人の前でまたは公証人によって作成されたものを含む、提出された全ての書類の原本における全ての署名は、法的行為を行なう権限および法的能力を有する人々が自分で署名した本物の署名である；
4. 原本・コピーで提出された全ての書類に記載されている全ての委任状は、投資マネージャーおよびカストディアン銀行の定款、内部規定に従い投資マネージャーおよびカストディアン銀行を正式に代表する権限を持つ当事者に与えることができるおよび実行できるものである；
5. 提出された書類に含まれているこの法的見解用事実に関するすべての陳述が正しいであること；
6. この投資信託の設立に関連した公証人の前でまたは公証人によって作成された公証証書の全てにコピーは、資本市場セクターの法律を含む現行法令に基づき、公認の公証人によって行なわれる；および
7. 投資信託の投資ポートフォリオになる外国証券を含む証券に関する情報の開示は、すべて正確であり、その証券は適用法令に従って投資信託によって購入することができ、その結成および発行はその国の法律に従って行なわれた。

法的見解

弊社は、上記の事項に基づき、現行法令、特に資本市場分野の法令を参考にして、以下のように法的見解を提出する。

1. 投資マネージャーは、インドネシア共和国の法令に基づき、設立された証券会社であり、投資マネージャーとしての活動を行なう為のビジネスライセンスを含むが、これに限定されないビジネス活動を行なう為に必要なすべての許可を取得している。
2. 投資マネージャーの在職取締役および監査役は、投資マネージャーの定款および資本市場セクターの規制、特に投資マネージャーとしてビジネス活動を行なう証券会社に関する規制を含む現行法令に基づいて任命されているため、合法とみなす。
3. 投資副マネージャーおよび取締役全員は、投資副マネージャーとしての個人のライセンスを持っている。
4. 投資マネージャーの取締役および監査役、並びに「Cipta Dana Pasar Uang」投資信託を管理する投資副マネージャーは、破産宣告されたことがなく、インドネシア共和国の財政に有害な犯罪で有罪判決を受けたことがなく、会社を倒産させたとして有罪判決を受けた取締役、監査役または投資副マネージャーの一員になったことがない。
5. 投資マネージャーの取締役は、現在他の会社に複数の役職を持っていない。投資マネージャーの監査役は、現在他の証券会社の監査役として兼務していない。「Cipta Dana Pasar Uang」投資信託を管理する投資副マネージャーは、現在一社以上の証券会社および/またはその他の金融会社に勤めていない。
6. 投資マネージャーの取締役および監査役、並びに「Cipta Dana Pasar Uang」投資信託を管理する投資副マネージャーは、一般裁判所にて刑事、民事、税金、行政、または破産訴訟に関与していない。

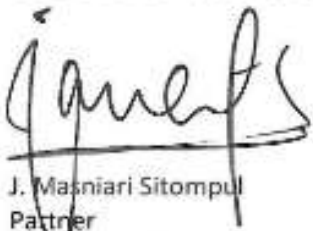
7. カストディアン銀行は、インドネシア共和国の法令に基づき、設立された有限責任会社の一形態の商業銀行であり、カストディアン活動を行なう資本市場当局の承認を含むが、それに限定されないインドネシアにおける事業活動の実施に必要な許可をすべて取得した。
8. カストディアン銀行は、政府機関との民事、刑事、または行政上の紛争に関与していなくて、および/またはカストディアン銀行の地位または事業継続に重大な影響を及ぼす可能性のある倒産手続中ではなくて、および/またはインドネシア国の財政に有害な犯罪を犯したことで処罰されていない。
9. 投資マネージャーとカストディアン銀行は、お互いに関連していない。
10. 契約は、現行法令特に集団投資契約の投資信託を規制する資本市場セクター法令に従い締結されている。
11. 「Cipta Dana Pasar Uang」投資信託は、OJK によって有効と宣言された日から現行法令に従い解散されるまで有効である。
12. 投資マネージャーおよびカストディアン銀行は、法的能力を持っており、契約書に署名する権限が完全に付与されているため、契約当事者としてのそれぞれの義務は有効で拘束力があり、義務を履行させるために裁判所で訴追することができる。OJK によって有効と宣言された後、受益証券保有者になる受益証券の各購入者は契約に拘束される。
13. 契約に関する当事者間の紛争の仲裁による解決は、インドネシア資本市場仲裁委員会(BAPMI)の規定、および、仲裁および代替案に関する 1999 年インドネシア共和国法第 30 号に定める規定に基づいて行なうことができる。紛争解決は合法であり、契約当事者を拘束する。

14. 発行、提供および販売される各受益証券は、カストディアン銀行の集団保管リストに登録された保有者に受益証券保有者が行なうことができるすべての権利を遂行する権利を与える。

以上、投資マネージャーまたはカストディアン銀行のいずれにも属さず、独立した法律コンサルタントとして真実に基づいて、この法的見解を述べた。また、この法的見解の内容に対して責任を持つ。

敬具、

ARDIANTO & MASNIARI



J. Masniari Sitompul
Partner

STTD No. 04/PM.2.5/STTD-KH/2013

第XIII章

受益証券の購入の要件および手続き

13.1. 受益証券の購入

受益証券保有者は、CIPTA SAKURA CASH受益証券を購入する前に本CIPTA SAKURA CASH目論見書の内容およびその中の規定をよく読んで、理解しておかなければならない。

CIPTA SAKURA CASH口座開設申込書、受益証券保有者候補者プロフィール用紙、およびCIPTA SAKURA CASH受益証券購入申込書は、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)から入手することができる。

13.2. 受益証券の購入手続き

CIPTA SAKURA CASH 受益証券を購入する受益証券保有者候補者らは、まず受益証券保有者候補者のプロフィール用紙を完全に記入して署名し、顧客熟知原則に従い、身分証明書(インドネシア個人の場合、住民登録書、または外国個人の場合、旅券/KIMS/KITAS、法人の場合、定款のコピー、納税者登録番号、役員の住民登録書/旅券)およびその他の関係書類を添付して提出する。受益証券保有者候補者は、最初のCIPTA SAKURA CASH受益証券を購入する前に、口座開設申込書および受益証券保有者候補者のプロフィール用紙を完全に記入して署名するものとする。

投資マネージャーは、電子システムの口座開設、情報および電子取引に関する規定を通じた受益証券保有者を受け入れる時に投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)が顧客熟知原則を実施することを確認する義務がある。

CIPTA SAKURA CASH受益証券の購入は、CIPTA SAKURA CASH受益証券購入申込書を完全に記入して署名した上、支払証明書を添付して、受益証券保有者候補者によって行われるものとする。

CIPTA SAKURA CASH受益証券購入申込書は、支払証明書および身分証明書

のコピーと共に、直接または投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)を通じて投資マネージャーに提出しなければならない。

投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)は、投資マネージャーの調整の下、電子システムを提供した場合、受益証券保有者がその電子システムを使用して、支払証明書を伴う電子式の受益証券の購入申込アプリを使用することができる。

投資マネージャーは、電子システムによる受益証券購入申込書の実施するための責任を持つ。

投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)は、顧客熟知原則の実施に違反があったことを信じている場合、受益証券保有者候補者からの受益証券購入申込書を拒否するものとする。

当該受益証券保有者候補者による受益証券の購入は、**CIPTA SAKURA CASH**の集団投資契約、**目論見書**および購入申込書に記載されている諸条項に従って行われなければならない。**受益証券保有者候補者による行われたCIPTA SAKURA CASH**受益証券の購入は、上記の諸条項に外れた場合、拒否され、処理されない。

13.3. 受益証券の購入の最低限

受益証券の各保有者に対する**CIPTA SAKURA CASH**受益証券の初期購入およびその後の最低限は、**Rp. 100,000.-**(壹拾萬ルピア)とする。

13.4. 受益証券購入価格

CIPTA SAKURA CASH受益証券は、公募初日に当初の純資産価値**1000**ルピアで提供される。その後の**CIPTA SAKURA CASH**受益証券購入価格は、当該証券取引日の最後に、純資産価値に基づいてルピア建てで決定される。

13.5. 受益証券購入の手続き

インドネシア西部時間午後**13 : 00**時までに**CIPTA SAKURA CASH**受益証券購入申込書、領収書および身分証明書のコピーが投資マネージャーまたは投資

マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(ある場合)に受領および承認され、購入日のインドネシア西部時間午後16:00時までに購入支払金がカストディアン銀行に受領された(イン・グッド・ファンド)場合、受益証券購入はその日の証券取引日の終わりのCIPTA SAKURA CASH純資産価値に基づき、カストディアン銀行によって処理される。

インドネシア西部時間午後13:00時以後にCIPTA SAKURA CASH受益証券購入申込書、領収書および身分証明書のコピーが投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(ある場合)に受領および承認され、購入日のインドネシア西部時間午後16:00時までに購入支払金がカストディアン銀行に受領された(イン・グッド・ファンド)場合、受益証券購入は翌日の証券取引日の終わりのCIPTA SAKURA CASH純資産価値に基づき、カストディアン銀行によって処理される。

投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)は提供する電子システムを利用して電子的に行われた受益証券の購入申込・支払につき、当該購入申込・支払が取引日ではない日に行われた場合、使用される純資産価値は、次の取引日の純資産価値であるとする。

13.6. 支払条件

CIPTA SAKURA CASH受益証券の購入の支払いは、受益証券保有者候補者の口座からカストディアン銀行にあるCIPTA SAKURA CASHの口座ヘルピア建て帳簿記入/振込方法で、次のように行なわれる。

銀行名 : PT Bank CIMB Niaga Tbk
口座の名義人 : REKSA DANA CIPTA SAKURA CASH
口座番号 : 800153965600

必要に応じて、CIPTA SAKURA CASH受益証券の購入プロセスを容易にするために、カストディアン銀行は、投資マネージャーの要求により、他の銀行におけるCIPTA SAKURA CASHの名義で口座を開設することができるとする。

その口座は、カストディアン銀行の管理下にある。

上記の帳簿記入/振込手数料があれば、受益証券保有者候補者の負担とする。

投資マネージャーは、CIPTA SAKURA CASH受益証券の購入の支払いである受益証券の所有者候補者のすべての資金がCIPTA SAKURA CASH受益証券の購入を行われた取引日の終りまでに取引カストディアン銀行に提出されることを確実にする。

13.7. 受益証券の購入申込の承認、受益証券の取引確認書および月次報告書

投資マネージャーおよびカストディアン銀行は、受益証券の購入申込の全部または一部を受領または拒絶する権利を有する。拒絶された受益証券の購入申込の全部または一部は、購入または残りの資金は、無利息で受益証券保有者候補者の名義で登録された口座ヘルピア建て帳簿記入/振込で投資マネージャーによって返される。

カストディアン銀行は、本目論見書に記載されている受益証券の購入プロセス条項に従い、受益証券保有者のCIPTA SAKURA CASH受益証券購入申込書が完全に記入され、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)によってきちんと受け取られ、さらに、カストディアン銀行がその購入の支払全額を受領した(*in complete application and in good fund*)場合、受益証券取引確認書を発行し、直接または投資マネージャーを通じて7取引日以内に受益証券保有者に文書または電子文書の形式で送信するものとする。当該受益証券取引確認書には、受益証券の購入時に、各受益証券の購入した受益証券口数、所有口数、並びに純資産価値が記載される。受益証券保有者は、受益証券取引確認書に加えて、文書または電子文書の形式で月次報告書を手する。

受益証券取引確認書は、CIPTA SAKURA CASH受益証券の所有権証明書である。投資マネージャーは、CIPTA SAKURA CASH受益証券の所有権証拠として証明書を発行しないものとする。

13.8. 受益証券購入の資金源

上記第13.6項に記述されている「CIPTA SAKURA CASH」受益証券の購入資金源は、以下のみとする。

- a. 集団投資契約を形態する投資信託受益証券の保有候補者；
 - b. 集団投資契約を形態する投資信託受益証券の保有候補者の家族；
 - c. 集団投資契約を形態する投資信託受益証券の保有候補者が勤務している会社；および/または
 - d. 投資マネージャー、投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(ある場合)および/または CIPTA SAKURA CASH 受益証券の販売活動の中で報酬を授与するための投資信託に関連する団体。
- 受益証券保有者が受益証券を購入する時、上記第b項、第c項、および第d項 で述べられている当事者からの資金を使用する場合、CIPTA SAKURA CASH受益証券申込書に宣言書および購入予定者と資金を提供する当事者との関係を示す証拠を添付する必要がある。

第XIV章

受益証券の売却(返済)の要件および方法

14.1. 受益証券の再販

受益証券保有者は、本目論見書に別段の定めがない限り、所有するCIPTA SAKURA CASH受益証券の一部または全部を再販することができ、その場合、投資マネージャーは、各取引日にその受益証券の買い戻しを行う義務があるものとする。

14.2. 受益証券の再販手続き

受益証券の再販は、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)宛てにCIPTA SAKURA CASH受益証券再販申込書を完全に記入して署名することによって行われる。

投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)は、投資マネージャーの調整下にある電子システムを提供した場合、受益証券保有者は、その電子システムを利用して、電子形式をした受益証券の再販アプリで提出することができる。

投資マネージャーは、電子システムによる受益証券再販申込書の実施に対し責任がある。

CIPTA SAKURA CASH受益証券の再販は、CIPTA SAKURA CASHの集団投資契約、目論見書、並びにCIPTA SAKURA CASH受益証券再販申込書に定める条件や条項により行われなければならない。

上記の要件や条項に不適合または逸脱した受益証券の再販は、投資マネージャーに処理されない。

14.3. 受益証券の所有権の最低限残高

CIPTA SAKURA CASHは、各受益証券保有者に対し、CIPTA SAKURA CASH受益証券の再販最小限を定めない。

受益証券の各保有者は、受益証券の再販の取引日に保持しなければならない

CIPTA SAKURA CASH受益証券の所有権の最低限残高は、100受益証券とする。CIPTA SAKURA CASH受益証券の保有口数は、受益証券の再販により、受益証券再販申込書を受領する取引日に要件される受益証券の所有権の最低残高未満になる場合、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)は、受益証券保有者に、その残りのすべての受益証券のために受益証券再販申込書を完全に記入して署名することによって受益証券保有者の残っているすべての受益証券を再販するよう通知しなければならない。

CIPTA SAKURA CASH受益証券の所有権の最低限残高に関する規定は、CIPTA SAKURA CASHから同じカストディアン銀行に投資マネージャーによって管理される投資譲渡のファシリティーを有する他の投資信託への再販および投資譲渡に適用される。

14.4. 受益証券の再販の最大限

投資マネージャーは、1取引日に受益証券再販申込書を受領日にCIPTA SAKURA CASHの総純資産価値の20%までCIPTA SAKURA CASH受益証券の再販口数を制限する権利を有する。投資マネージャーは、受益証券再販申込書を受領取引日に受益証券の再販の最大限計算予測として、受益証券再販申込書が受け取られる取引日前の1取引日に総純資産価値を使用することができる。投資マネージャーは、1取引日に受益証券再販申込書を受け取った取引日に発行されたCIPTA SAKURA CASHの総純資産価値の20%を超える受益証券再販申込書を受け取りまたは保管し、そして、投資マネージャーが受益証券の際半数を制限する権利を行使する場合、当該受益証券再販申込の余分については、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)は、当該受益証券再販申込を受け取った取引日に受益証券再販申込を処理することができない受益証券保有者にその状況を通知し、かつ、投資マネージャーの申込順番(*first come first served*)により受益証券再販申込を翌取引日の受益証券再販申込として引き続き処理できるという受益証券保有者から確認を得た後、投資マネージャーの書面による指示に基づき、

カストディアン銀行によって処理され、記録され、翌取引日に投資マネージャーの申込順番(*first come first served*)により受益証券再販申込とみなされる。上記の受益証券再販の最高限度は、投資譲渡申込(再販および投資譲渡申込の総数)に適用される。

14.5. 受益証券再販の支払い

受益証券再販の資金の支払いは、受益証券保有者名義の口座へルピア建て帳簿記入・振込方法で行なわれる。帳簿記入・振込手数料は、もしあれば、受益証券保有者の負担とする。CIPTA SAKURA CASH受益証券再販の資金の支払いは、CIPTA SAKURA CASH 集団投資契約、目論見書およびCIPTA SAKURA CASH受益証券再販申込書に記載されている諸条件による受益証券再販申込書が揃っていてから、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)がしっかり受け取った後7取引日以内にできるだけ早く行なわれる。

14.6. 受益証券再販価格

CIPTA SAKURA CASH受益証券の再販価格は、証券取引日の終わりに出されたルピア建てCIPTA SAKURA CASHの純資産価値に基づき、決定された証券取引日の受益証券の価格とする。

14.7. 受益証券の再販手続き

CIPTA SAKURA CASH 集団投資契約および目論見書に記載されている諸条件によるCIPTA SAKURA CASH受益証券再販申込書が揃っていて、13.00 WIB 西インドネシア時間まで投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)によってしっかり受け取られた場合、カストディアン銀行が、その取引日の終わりの純資産価値に基づき処理する。CIPTA SAKURA CASH 集団投資契約および目論見書に記載されている諸条件によるCIPTA SAKURA CASH受益証券再販申込書が揃っていて、13.00 WIB 西インドネシア時間以降投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定し

た投資信託の販売代理店(もしあれば)によってしっかり受け取られた場合、カストディアン銀行が、その翌取引日の終わりの純資産価値に基づき処理する。投資マネージャーは、統合投資管理システム提供者が設定した期限に従い、統合投資管理システムを通じてカストディアン銀行にその受益証券の再販取引指示を送信する必要がある。

投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)は提供する電子システムを利用して電子的に行われた受益証券再販につき、当該受益証券再販が取引日ではない日に行われた場合、使用される純資産価値は、翌取引日の純資産価値であるものとする。

14.8. 受益証券取引確認書

本目論見書に記載されている受益証券の再販諸条件による受益証券保有者からのCIPTA SAKURA CASH受益証券再販申込書が揃っていて、投資マネージャーがきちんと受け取った後(*in complete application*)、カストディアン銀行は、とりわけ、受益証券の再販時に、各受益証券の再販した受益証券数、所有口数、並びに純資産価値を記載する受益証券取引確認書を発行し、受益証券保有者に直接または投資マネージャーを通じて7取引日以内に文書または電子文書の形式で送信するものとする。

14.9. 受益証券の再販拒絶

次のいずれかに該当する場合、投資マネージャーは、金融サービス庁に書面で通知し、写しをカストディアン銀行へ送付した後、CIPTA SAKURA CASH受益証券の再販(返済)を拒絶するか、投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)にCIPTA SAKURA CASH受益証券の再販(返済)を拒絶する指示することができる。

- (i) CIPTA SAKURA CASHポートフォリオの大半が取引されている証券取引所を閉じる；または
- (ii) 証券取引所におけるCIPTA SAKURA CASH証券ポートフォリオの大半の証券取引が停止されている；または

(iii) 資本市場に関する1995年法律第8号第5条k号の不可抗力(force majeure) およびその実施規程。

投資マネージャーは、受益証券保有者から再販指示を受け取った日の後、1取引日以内に受益証券保有者に上記事項を書面で通知しなければならない。

カストディアン銀行は、受益証券の再販(返済)拒絶期間中に新規の受益証券を発行することを禁じられる。

第XV章

投資譲渡の要件および方法

15.1. 投資譲渡

受益証券保有者は、CIPTA SAKURA CASHの集団投資契約、目論見書および当該投資信託の受益証券譲渡申込書に記載されている諸条項に従い、CIPTA SAKURA CASH受益証券の投資の一部または全部を同じカストディアン銀行の投資マネージャーが管理する投資譲渡ファシリティーを持つ他の投資信託の受益証券へ譲渡することができる。また、その逆も同様。

受益証券保有者および投資信託受益証券保有候補者に課される購入手数料は、CIPTA SAKURA CASHから譲渡された投資に適応する。

15.2. 投資譲渡手続き

投資譲渡は、投資譲渡申込書を完全に記入して投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(ある場合)を通じて提出することによって行なわれる。

投資譲渡は、CIPTA SAKURA CASH集団投資契約、目論見書および投資信託受益証券譲渡申込書に記載されている条件に従い、行なわなければならない。その投資信託の契約条項から逸脱した場合は受益証券保有者による投資譲渡は、却下され、処理されない。

投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)は、投資マネージャーの調整下にある電子システムを提供した場合、受益証券保有者は、上記の電子システムを利用して、電子形式をした受益証券の投資譲渡アプリで提出することができる。

15.3. 投資譲渡処理

投資譲渡は、受益証券保有者が所有する当該投資信託の受益証券を買い戻し、

受益証券保有者が希望する他の投資信託の受益証券を売却することにより、投資マネージャーによって処理される。

CIPTA SAKURA CASH受益証券譲渡申込書が揃っていて、13.00 WIB 西インドネシア時間まで投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)によってしっかり受け取られた場合、カスタディアン銀行が、その取引日の終わりの純資産価値に基づき処理する。

CIPTA SAKURA CASH受益証券譲渡申込書が揃っていて、13.00 WIB 西インドネシア時間以降投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)によってしっかり受け取られた場合、カスタディアン銀行が、その翌取引日の終わりの純資産価値に基づき処理する。

投資マネージャーは、統合投資管理システム提供者が設定した期限に従い、統合投資管理システムを通じてカスタディアン銀行にその受益証券の再販取引指示を送信する必要がある。

投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)は提供する電子システムを利用して電子的に行われた投資譲渡につき、当該受益証券譲渡が取引日ではない日に行われた場合、使用される純資産価値は、翌取引日の純資産価値であるものとする。

投資譲渡申込が受領されたかどうかは、受益証券の有無、および予定されている投資信託の受益証券購入の最低限度の履行によって異なる。

投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)が受け取った受益証券保有者の投資譲渡申込の投資資金は、受益証券譲渡申込書が揃っていて、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)がしっかり受け取った後7取引日以内にできるだけ早くカスタディアン銀行によって指定投資信託口座に帳簿記入で行なわれる。

15.4. 受益証券保有最低残高

CIPTA SAKURA CASHは、投資譲渡の最低限度額を設定していない。投資譲渡時、受益証券保有者が証券取引日に保有しないとイケないCIPTA SAKURA

CASH受益証券最低残高は100受益証券に相当ものとする。

当該投資信託に残っている受益証券の保有口数は、投資譲渡により、投資譲渡の取引日に要件される受益証券の所有権の最低限残高未満になる場合、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)は、受益証券保有者に、その残りのすべての受益証券のために受益証券譲渡申込書を完全に記入して署名することによって受益証券保有者の残っているすべての受益証券を譲渡するよう通知しなければならない。

CIPTA SAKURA CASH受益証券の所有権の最低限残高に関する規定は、CIPTA SAKURA CASHから同じカストディアン銀行に投資マネージャーによって管理される投資譲渡のファシリティーを有する他の投資信託への投資譲渡およびCIPTA SAKURA CASH受益証券の再販に適用される。

15.5. 投資譲渡の最大限度

投資マネージャーは、1取引日に投資譲渡申込書の受取取引日にCIPTA SAKURA CASHの総純財産価値の20%までCIPTA SAKURA CASH受益証券から他の投資信託の受益証券への投資譲渡数を制限する権利を有する。投資マネージャーは、投資譲渡の取引日に投資譲渡の最大限度計算予測として、投資譲渡申込書が受け取られる取引日前の1取引日に総純資産価値を使用することができる。上記の受益証券保有者からの投資譲渡の最大限度は、受益証券保有者からの受益証券再販申込(受益証券保有者からの投資譲渡および受益証券再販申込総数)に適用される。投資マネージャーは、1取引日に投資譲渡申込書を受け取った取引日にCIPTA SAKURA CASHの総純資産価値の20%を超える受益証券保有者からの投資譲渡申込書を受け取りまたは保管し、そして、投資マネージャーが投資譲渡数を制限する権利を行使する場合、当該投資譲渡の余分については、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)は、当該投資譲渡申込を受け取った取引日に投資譲渡申込を処理することができない受益証券保有者にその状況を通知し、かつ、投資マネージャーの申込順番(*first come first served*)により投資譲渡申込を翌取引日の投資譲渡申込として引き続き処理できるという受益証券

保有者から確認を得た後、投資マネージャーの書面による指示に基づき、カストディアン銀行によって処理され、記録され、翌取引日に投資マネージャーの申込順番(*first come first served*)により投資譲渡申込とみなされる。

15.6. 受益証券取引確認書

本目論見書に記載されている投資譲渡処理諸条件による受益証券保有者からのCIPTA SAKURA CASH投資譲渡申込書が揃っていて、投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)がはっきり受け取った後(*in complete application*)、カストディアン銀行は、とりわけ、投資譲渡時に、各受益証券の譲渡した受益証券口数、所有口数、並びに純資産価値を記載する受益証券取引確認書を発行し、7取引日以内に文書または電子文書の形式で送信するものとする。

第XVI章

受益証券保有権の譲渡

16.1. 受益証券保有権の譲渡

CIPTA SAKURA CASH受益証券の保有権は、売却、買戻し、または返済の仕組みを経ることなく保有者から他当事者へ譲渡することができるのは下記の事のためにしかできない。

- a. 継承；または
- b. 付与

16.2. 受益証券保有権の譲渡手続き

CIPTA SAKURA CASH受益証券保有権の譲渡は、法令に従い証拠をもって相続人、付与する人、付与を受領する人が投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(ある場合)に通知しなければならない。その後、カストディアン銀行にて処理される。

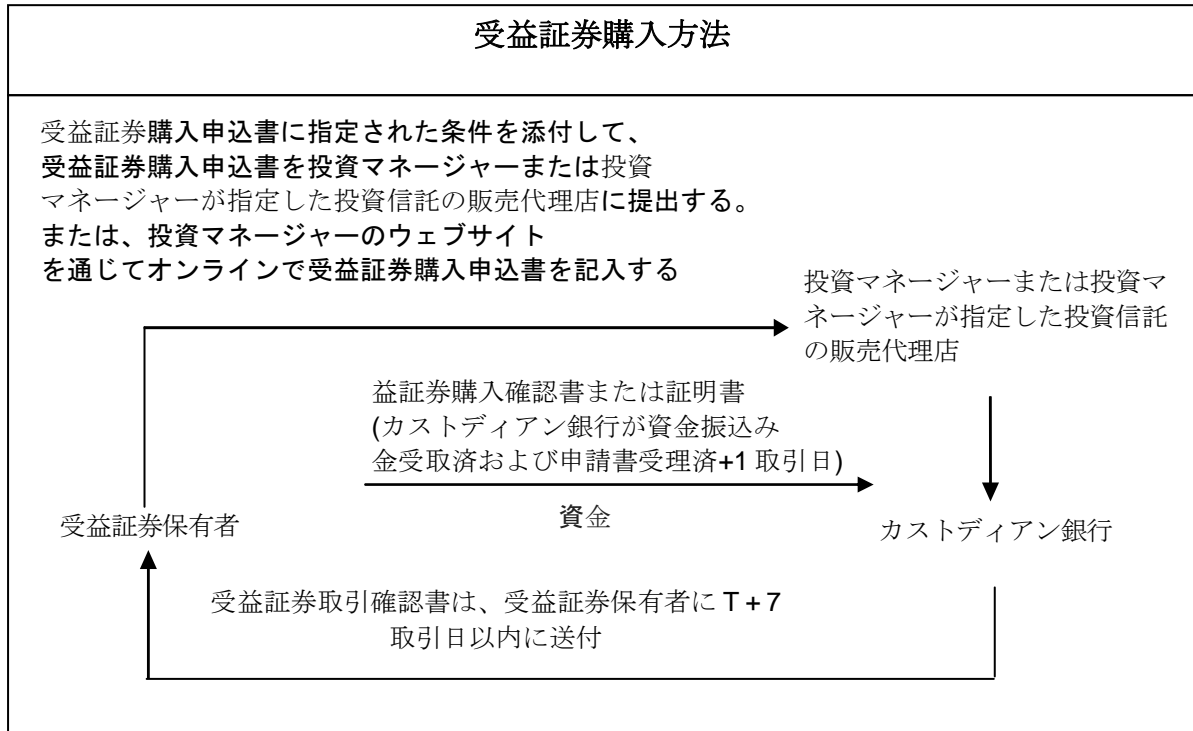
上記第16.1項のCIPTA SAKURA CASHの受益証券保有権の譲渡は、継承および/または付与の分野における適用される法令に従い、行なわれなければならない。

CIPTA SAKURA CASHを管理する投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(ある場合)は、金融セクターのAPU およびPPTプログラムを、上記第16.1項に記述されている継承および/または付与で受益証券保有権を譲り受ける当事者に適用する義務がある。

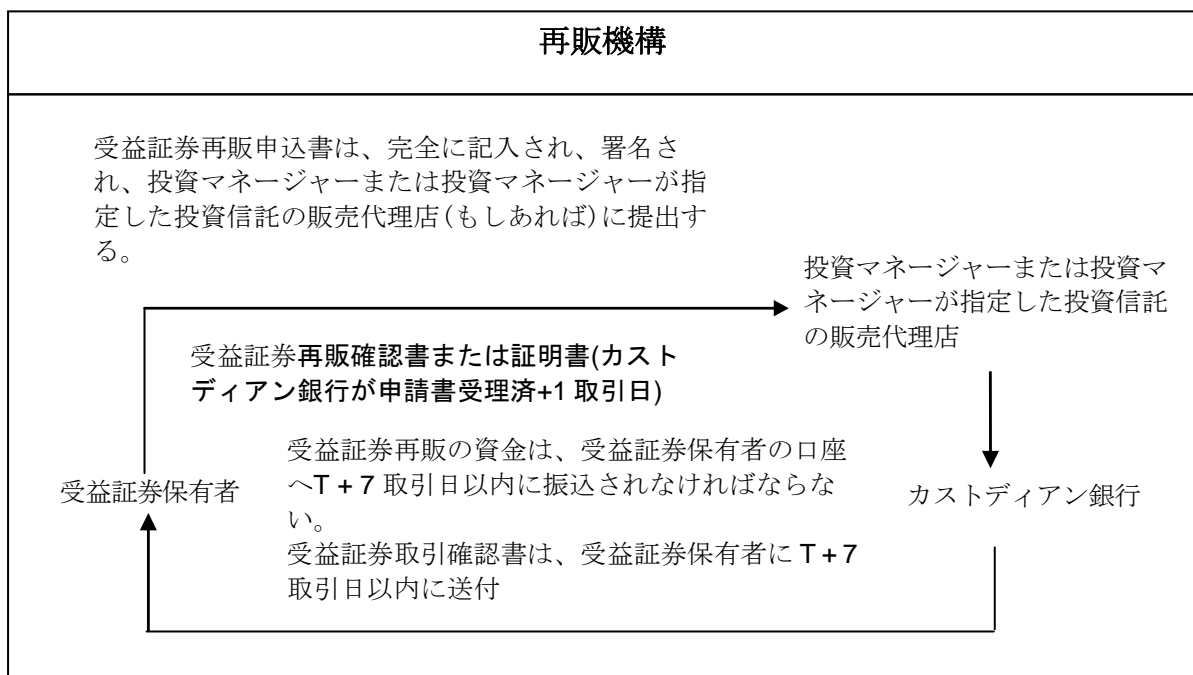
第XVII章

受益証券の購入および再販(返済)ならびに投資譲渡図

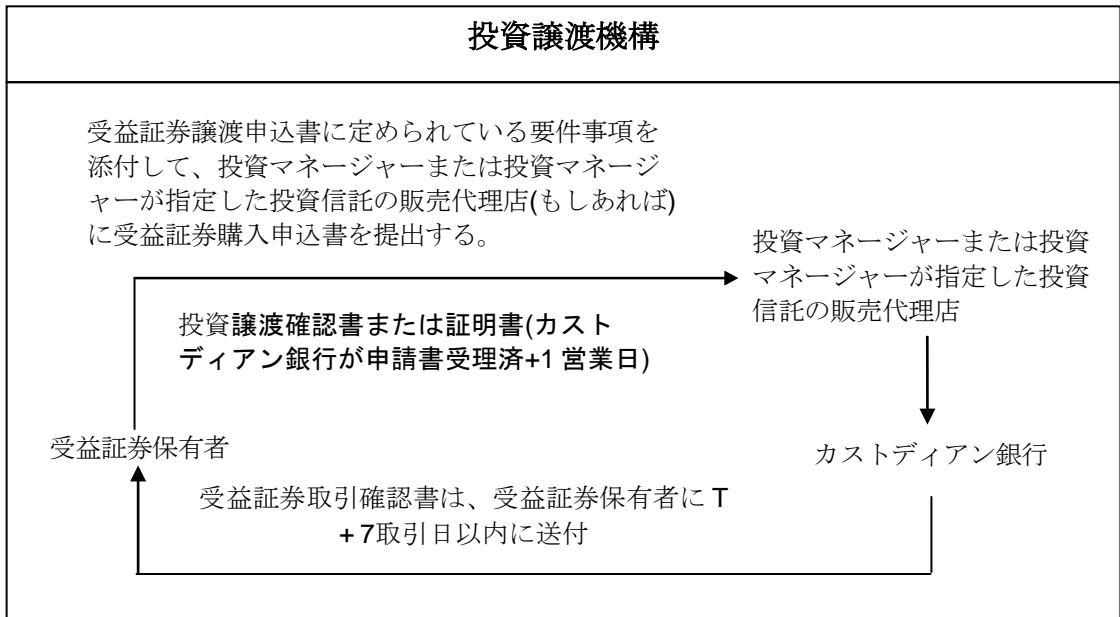
17.1. 受益証券購入方法



17.2. 受益証券再販方法



17.3. 投資譲渡方法



第XVIII章

受益証券保有者の苦情解決

18.1. 苦情

- I. 受益証券保有者による苦情は、投資マネージャーに提出し、投資マネージャーが本目論見書第17.2項の手段で解決しなければならない。
- II. その苦情がカストディアン銀行の機能に関連した場合、投資マネージャーはそれをカストディアン銀行に引き渡し、カストディアン銀行が本目論見書第17.2項の手段で苦情を解決しなければならない。

18.2. 苦情解決手段

- a. 投資マネージャーおよび/またはカストディアン銀行は、受益証券保有者の苦情が生じた場合、対応し解決する義務がある。
- b. 投資マネージャーおよび/またはカストディアン銀行は、苦情を受けてから20営業日以内に、直ちに受益証券保有者の苦情をフォローアップし、解決する義務がある。
- c. 投資マネージャーおよび/またはカストディアン銀行は、何らかの特別な事情がある場合、その期間を遅くとも次の日間まで延長することができる。
- d. 上記第iii項の苦情解決の期間延長は、第ii項の期間が終了する前に苦情を提出した受益証券保有者に書面で通知する義務がある。
- e. 投資マネージャーおよび/またはカストディアン銀行は、とりわけ、ウェブサイト、手紙、電子メール、または電話など投資マネージャーおよび/またはカストディアン銀行が提供するコミュニケーションの様々な手段を通じて、受益証券保有者の苦情状況に関する情報を提供する。

18.3. 苦情解決

投資マネージャーおよび/またはカストディアン銀行は、次の条件により、消費者に謝罪や補償を提供して、苦情を解決することができる。

- i. 謝罪は、投資マネージャーおよび/またはカストディアン銀行と受益証券保有者の両当事者の行為であることを考慮して、「謝罪」を付与する手続きは、合意に基づいて行なわれる。
投資マネージャーおよび/またはカストディアン銀行と受益証券保有者との間に合意がない場合は、謝罪が書面で作成される。
- ii. 報酬することができるものは、財務的側面で発生した損失である。
意味とした補償は、次の要件を満たしている必要がある。
 - a. 財務的側面に関する損害賠償の請求を含む苦情がある；
 - b. 提出した消費者の苦情は、投資マネージャーおよび/またはカストディアン銀行が調査を行った後、正確である；
 - c. 商品および/または役務契約と受け取った商品および/または役務との間に不適合がある；
 - d. 物質的損失がある；
 - e. 受益証券保有者は、その義務を果たした。
- iii. 損害賠償の請求方法は、次の条件を満たさなければならない。
 - a. **CIPTA SAKURA CASH**および/または投資マネージャーおよび/またはカストディアン銀行の権限、任務および責任の実施が証拠を伴う契約に従わないことに関する情報の事件経過を添付して損害賠償の申請を提出するものとする；
 - b. かかる申請は、**CIPTA SAKURA CASH**および/または投資マネージャーおよび/またはカストディアン銀行の権限、任務および責任の実施が契約に従わないことに関する情報を知ってから遅くとも**30日以内**に行われるものとする；
 - c. かかる申請は申請書により提出され、委任状を添付して代理することができるものとする；
 - d. 損害賠償は、受益証券保有者に直接的な影響を及ぼし、受益証券保有者が被った損失の最大値のみを行われるものとする。

前項の苦情解決合意に達していない場合、受益証券保有者および投資マネー

ジャーおよび/またはカストディアン銀行は、第XIX章(紛争解決)でさらに規定される紛争解決を行うことができる。

第XIX章 紛争解決

上記の規定の猶予期間内にかかる紛争を友好的に解決できない場合は、仲裁の要件が適用され、かかる紛争は、インドネシア資本市場仲裁委員会(以下「BAPMI」という)規則と手続きを使用して仲裁および紛争解決選択肢に関する1999年法律第30号に従い、BAPMIを通じて完全に解決されなければならない、次はそのすべての改正である。

仲裁手続きは、以下の方法により行われる。

- a. 仲裁手続きは、インドネシアのジャカルタで、インドネシア語により開催される；
- b. 仲裁手続きを行う仲裁人は、3名の仲裁人からなる仲裁委員会の形式で少なくともその1名の仲裁人が、資本市場支援職としてOJKに登録された法律顧問である；
- c. 仲裁人の任命は、各紛争当事者が仲裁人を任命しなければならない、猶予期間の終了から遅くとも30暦日以内に行われる；
- d. 各当事者が2名の仲裁人を任命してから、その2名の仲裁人が遅くとも14暦日以内に、仲裁委員会の議長として務める3人目の仲裁人を選任し任命する義務がある；
- e. その3人目の仲裁人を選任する際に合意が得られなかった場合、その仲裁人の選任と任命は、BAPMI規則と手続きに従ってBAPMI議長に任せらる；
- f. 仲裁裁判所の判決は、最終的で拘束力があり、紛争両当事者にとって恒久的な法的効力を持ち、両当事者が行なう義務がある。両当事者は、いかなる裁判所においてもBAPMI仲裁裁判所の判決を訴えないし取り消さないことに同意し、約束する；
- g. 両当事者は、BAPMI仲裁裁判所の判決を実現するために、ジャカルタの中部ジャカルタ地方裁判所のレジストラ事務所で恒久的かつ不変の

住所(法的住所)を選択することに合意した；

- h. 仲裁手続きに関連して生じたすべての費用は、各当事者の負担とする；
- i. 本契約に基づく両当事者のすべての権利および義務は、仲裁手続きの間に引き続き適用される。

第XX章

受益証券の購入に関する目論見書および用紙の普及

19.1. 情報、目論見書、口座開設申込書、受益証券保有者候補者プロフィール用紙、

CIPTA SAKURA CASH受益証券購入申込書(もしあれば) は、投資マネージャーおよび投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)の事務所で入手することができる。詳しくは、投資マネージャーにお問い合わせください。

19.2. CIPTA SAKURA CASH報告書や投資に関するその他の情報の送付の遅れを避

けるために、受益証券保有者は、投資マネージャーまたは受益証券保有者が購入した投資マネージャーまたは投資マネージャーが指定した投資信託の販売代理店(もしあれば)へ住所変更をできるだけ早く通知することが期待される。

投資マネージャー

PT Ciptadana Asset Management

Plaza Asia Office Park Unit 2

Jl. Jendral Sudirman Kav. 59 Jakarta 12190

Telp. (62-21) 25574800

Fax. (62-21) 25574900

カストディアン銀行

PT BANK CIMB NIAGA TBK

Graha Niaga Lantai 7

Jl. Jenderal Sudirman Kaveling 58 Jakarta 12190, Indonesia

Telepon : (021) 250 5151

Faksimili : (021) 250 5206